

カテゴリー 6

センサー・レーザ

A. “最終品目”、“装置”、“附属品”、“アタッチメント”、“部品”、“部分品”、及び“システム”

6A001 音波を利用したシステム、装置及び“部分品”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743.1を参照のこと。
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS: \$3000 ; (以下のものについては適用できない:)

6A001. a. 1. b. 1 (水中探知装置であって送信周波数が 5kHz 未満のもの又は動作周波数が 30kHz から 2kHz のすべての帯域で音圧レベル (音源から 1m の距離で音圧が 1µPa である場合を 0dB としたものをいう) が 210dB を超えるもの) ; 6A001. a. 1. e 、 6A001. a. 2. a. 1、 a. 2. a. 2、 6A001. a. 2. a. 3、 a. 2. a. 5 、 a. 2. a. 6 、 6A001. a. 2. b ; 6A001. a. 2. c で規制される信号処理装置であって、えい航ハイドロホンアレーでのリアルタイム処理のために“特別に設計した”もの; a. 2. e. 1、 a. 2. e. 2; 並びに 6A001. a. 2. f で規制される海底用及び港湾用ケーブルシステムであって、海底用及び港湾用ケーブルシステムでのリアルタイム処理のために“特別に設計した”信号処理装置を有するもの。

GBS: 6A001. a. 1. b. 4 については、Yes。

CIV: 6A001. a. 1. b. 4 については、Yes。

STAIについての特別な条件

STA : 6A001. a. 1. b、 6A001. a. 1. e 又は 6A001. a. 2

(. a. 2. a. 4 を除く)に掲げる貨物の、ントリーグループ A:6 (EAR § 740 付則 1 参照) にリストされている仕向地への出荷には、許可例外 STA を使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：6A991 も参照のこと

関連定義：ナシ

品目：

a. 音波を利用した船舶用システム、装置及びこれらのために“特別に設計した”“部分品”であって、次のいずれかに該当するもの：

a. 1. 送信機能を有する（送信又は送受信）システム、装置及びこれらのために“特別に設計した”“部分品”であって、次のいずれかに該当するもの：

注：6A001. a. 1 は、次のいずれかに該当する装置については規制しない：

a. 垂直方向にのみ使用することができる音響測深機であって、±20 度を超える走査機能を有していないもののうち、水深の測定、水中にある物体若しくは水底に埋もれた物体までの距離の測定又は魚群探知のみを行なうもの；

b. 音響用ビーコンであって、次に掲げるもの：

1. 緊急用の音響用ビーコン；

2. 再配置又は任意の水中の位置に回帰するために“特別に設計した”ピンガー。

a. 1. a. 音波を利用した海底測深機であって、次のいずれかに該当するもの：

a. 1. a. 1. 海底の地形図を作成するための船舶用測深機であって、次のすべてに該当するもの：

a. 1. a. 1. a. 垂直方向から 20 度を超える角度での測定ができるように設計したもの；

a. 1. a. 1. b. 水面下 600m を超える海底の地形を測定することができるように設計したもの；

a. 1. a. 1. c. ‘走査を行うときの分解能’が、2 未満のもの；かつ

a. 1. a. 1. d. 次のすべてについて自動的に補正を行い、測深の“精度”を‘向上させるもの’；

a. 1. a. 1. d. 1. 音響用センサーの動作；

a. 1. a. 1. d. 2. センサーから海底及び背後への水中伝播（走査に用いる音波の状態）；及

- び
- a. 1. a. 1. d. 3. センサーが感知する音波の速度 ;
- Technical Notes:**
- '走査を行うときの分解能' は、スワス幅 (角度) をスワス毎の音響走査領域数の最大値で除して得られた値をいう。
 - '向上させるもの' には、外部手段により補正する能力を含む。
 - a. 1. a. 2. 海底の地形図を作成するための水中測深機であって、次のいずれかに該当するもの :

Technical Note : 音響用センサーの圧力定格が、6A001. a. 1. a. 2 で指定される装置の水深定格を決定する。

 - a. 1. a. 2. a. 次のすべてに該当するもの :
 - a. 1. a. 2. a. 1. 300m を超える水深で作動するように 設計又は改造したもの ; かつ
 - a. 1. a. 2. a. 2. '走査効率' が 3,800 m/秒 を超えるもの ;

Technical Note: '走査効率' は、100%探査範囲とした場合、センサーが作動することができる最大速度 (m/秒) にスワス毎の音響走査領域数の最大値を乗じて得られた値をいう。二方向に音響走査領域を作り出すシステム (3Dソナー) については、いずれかの方向の '走査効率' の最大値が用いられる。
 - a. 1. a. 2. b. 測深機 (6A001. a. 1. a. 2. a で指定されるものを除く) であって、次のすべてに該当するもの :
 - a. 1. a. 2. b. 1. 100m を超える水深で作動するように 設計又は改造したもの ;
 - a. 1. a. 2. b. 2. 垂直方向から 20 度を超える角度で測定ができるように設計したもの ;
 - a. 1. a. 2. b. 3. 次のいずれかに該当するもの :
 - a. 1. a. 2. b. 3. a. 動作周波数が 350kHz 未満のもの ; 又は
 - a. 1. a. 2. b. 3. b. 音響用センサーから 200m を超える海底の地形を測定することができるように設計したもの ;
 - a. 1. a. 2. b. 4. 次のすべてについて自動的に補正を行い、測深の "精度" を '向上させるもの' ;
- a. 1. a. 2. b. 4. a. 音響用センサーの動作 ;
- a. 1. a. 2. b. 4. b. センサーから海底及び背後への水中伝播 (走査に用いる音波の状態) ; 及び
- a. 1. a. 2. b. 4. c. センサーが感知する音波の速度。
- a. 1. a. 3. 海底の画像を作成するために設計したサイドスキャンソナー又は合成開口ソナーであって、次のすべてに該当するもの、並びにそれらのために "特別に設計した" 送受信音響アレー :
- a. 1. a. 3. a. 500m を超える水深で作動するように設計又は改造したもの ;
 - a. 1. a. 3. b. '進行方向の分解能' 及び '進行方向に直交する方向の分解能' がともに 15cm 未満の状態で作動しているときの '走査範囲' が $570\text{m}^2/\text{秒}$ を超えるもの ; かつ
 - a. 1. a. 3. c. '進行方向に直交する方向の分解能' が 15cm 未満のもの ;
- Technical Notes:**
- '走査範囲' は、ソナーのレンジ (m) に、そのレンジでセンサーが作動することができる最大速度 (m/秒) 及び 2 を乗じて得られた値 ($\text{m}^2/\text{秒}$) をいう。
 - '進行方向の分解能' は、進行方向のビーム幅 (角度) に、ソナーのレンジ (m) 及び 0.873 を乗じて得られた値 (cm) をいう (サイドスキャンソナーの場合に限る。)。アジマス分解能 を指す。
 - '進行方向に直交する方向の分解能' は、75 を信号帯域幅 (kHz) で除して得られた値 (cm) をいう。レンジ分解能を指す。
 - a. 1. b. 水中探知装置のために設計したシステム又は送受信アレーであって、次のいずれかに該当するもの :
 - a. 1. b. 1 送信周波数が 10kHz 未満のもの ;
 - a. 1. b. 2 動作周波数が 10kHz 以上 24kHz 以下であって、音圧レベル (音源から 1m の距離で音圧が $1\mu\text{Pa}$ である場合を 0dB としたもの) が 224dB を超えるもの ;
 - a. 1. b. 3 動作周波数が 24kHz 超 30kHz 未満であって、音圧レベル (音源から 1m の距離で音圧が $1\mu\text{Pa}$

である場合を 0dB としたものをいう) が 235dB を超えるもの ;

a. 1. b. 4 動作周波数が 100kHz 未満であって、ビーム幅が 1 度未満の音響ビームを形成することができるもの ;

a. 1. b. 5 明確に表示可能な距離 [計測距離] が 5, 120m を超えるように設計したもの ; 又は

a. 1. b. 6 通常の使用中において、1, 000m を超える水深での圧力に耐えるように設計したものであって、次のいずれかに該当する送受波器を有するもの :

a. 1. b. 6. a 水圧を動的に補正することができるもの ; 又は

a. 1. b. 6. b チタン酸ジルコン酸鉛からなる送受信用素子以外の送受信用素子を組み込んだもの ;

a. 1. c. 音響送波器 (送受波器を含む) であって、個々に動作する或いは設計された組み合わせにおいて動作する圧電性物質からなる素子又は磁歪性、電歪を有するもの、電歪性、電気力若しくは液圧力を有する素子を組み込んだもののうち、次のいずれかに該当するもの :

注 :

1. 他の装置のために“特別に設計した”音響送波器 (送受波器を含む) の規制ステータスは、当該他の装置の規制ステータスによって決定される。

2. 6A001. a. 1. c は、音波の発生装置であって、電子式のもの (垂直方向にのみ使用することができるものに限る) 又は機械式 (例えば、エアガン若しくは蒸気衝撃ガン) 若しくは化学式 (例えば、爆薬) のものには適用されない。

3. ニオブ酸鉛マグネシウム・チタン酸鉛 ($\text{Pb}(\text{Mg}_{1/3}\text{Nb}_{2/3})\text{O}_3\text{-PbTiO}_3$, 若しくは PMN-PT) の単結晶 (固溶体から成長したもの) 又はニオブ酸鉛インジウム・ニオブ酸鉛マグネシウム・チタン酸鉛 ($\text{Pb}(\text{In}_{1/2}\text{Nb}_{1/2})\text{O}_3\text{-Pb}(\text{Mg}_{1/3}\text{Nb}_{2/3})\text{O}_3\text{-PbTiO}_3$, 若しくは PIN-PMN-PT) の圧電性単結晶 (固溶体から成長したもの) を含む。

a. 1. c. 1 10kHz 未満の周波数で使用することができるものであって、次のいずれかに該当するもの :

a. 1. c. 1. a. デューティサイクルが 100% の状態で連続運転するには設計されていないも

のであって、'自由音場における音圧レベル [送波器の実効音響中心から基準距離にある主軸上の音圧レベル (SLRMS) ' が、 $(10\log(f) + 169.77)$ dB (音源から 1m の距離で音圧が $1\mu\text{Pa}$ である場合を 0dB としたものをいう) (f は、10kHz 未満の送波電圧感度が最大となる周波数 (TVR) (Hz)) を超えるもの ; 若しくは

a. 1. c. 1. b. デューティサイクルが 100% の状態で連続運転するように設計されたものであって、連続する '自由音場における音圧レベル [送波器の実効音響中心から基準距離にある主軸上の音圧レベル (SLRMS) ' が、 $(10\log(f) + 159.77)$ dB (音源から 1m の距離で音圧が $1\mu\text{Pa}$ である場合を 0dB としたものをいう) (f は、10kHz 以下での送波電圧感度が最大となる周波数 (TVR) (Hz)) を超えるもの ; 又は

Technical Note : '自由音場における音圧レベル [送波器の実効音響中心から基準距離にある主軸上の音圧レベル (SLRMS) ' は、最大反応軸及び音響送波器の遠距離音場に従って定義される。'自由音場における音圧レベル [送波器の実効音響中心から基準距離にある主軸上の音圧レベル (SLRMS) ' は、次に掲げる式を用いて送波電圧感度から算定する。

$\text{SLRMS} = (\text{TVR} + 20\log \text{VRMS}) \text{ dB}$ (音源から 1m の距離で音圧が $1\mu\text{Pa}$ である場合を 0dB としたものをいう) (SLRMS は送波電圧感度、TVR は送信電圧応答、VRMS は送波器の駆動電圧)。

a. 1. c. 2 [Reserved]

注意 : 以前 6A001. a. 1. c. 2 で指定されていた品目について、6A001. a. 1. c. 1 を参照のこと。

a. 1. c. 3 サイドローブに対するメインローブの出力比が 22dB を超えるもの ;

a. 1. d. 船舶又は潜水艇の位置を決定するために設計された音波を利用したシステム及び装置であって、次のすべてに該当するもの、並びにこれらのために“特別に設計した”“部分品” :

a. 1. d. 1. 探知することができる距離が 1, 000m を超えるもの ; かつ

a. 1. d. 2. 応答機から 1, 000m 以内の距離において測定し、決定した位置の誤差の二乗平均平方根が 10m 未満のもの ;

注：6A001. a. 1. dには、次のものを含む：

a. 複数のビーコンと船舶又は潜水艇に装備された hidroホンユニットとの間でコヒーレントな“信号処理”を行う装置；

b. 位置の計算のために音速の伝搬誤差を自動的に補正できる装置。

a. 1. e. スイマー又はダイバーを探知し、位置を決定し、かつ、自動的に類別するために“特別に設計”又は改造した単独のアクティブソナーであって、次のすべてに該当するもの、並びにこれらのために“特別に設計された”送受信音響アレー：

a. 1. e. 1. 対象を探知することができる距離が 530m を超えるもの；

a. 1. e. 2. 当該装置から 530m 以内の距離にいる人を探知した場合の位置の誤差の二乗平均平方根が 15m 未満のもの；かつ

a. 1. e. 3. 送信パルスの帯域幅が 3kHz を超えるもの；

注意：軍用に“特別に設計”又は改造されたダイバー探知システムについては、国際武器取引規則 (ITAR) (22 CFR part 121) に掲げる米国軍需品リストを参照のこと。

注：6A001. a. 1. e に関して、種々の環境に対して複数の探知距離が指定されている場合、最大の検出距離が用いられる。

a. 2. 受信機能を有するシステム、装置及びこれらのために“特別に設計した”“部分品”であって、次のいずれかに該当するもの：

注：6A002. a. 2 は、通常の使用において単独の送信機能を有する装置に関連しているか否かにかかわらず、受信装置及びこれらのために“特別に設計した”部分品にも適用される。

a. 2. a. ハイドロホンであって、次のいずれかに該当するもの：

注：他の装置のために“特別に設計した”ハイドロホンの規制ステータスは、当該他の装置の規制ステータスによって決定される。

Technical Notes:

1. ハイドロホンは、1以上のセンサーからなるものであって、受信する音波チャンネルが単一のものをいう。複数のセンサーを有するものはハイドロ

ホングループと呼ばれる場合がある。

2. 6A001. a. 2. a でいうところにおいて、受動型受信機として動作するように設計した水中用の送受信波器をハイドロフォンという。

a. 2. a. 1. 可撓性を有する連続的な検出素子を組み込んだもの；

a. 2. a. 2. 直径又は長さが 20mm 未満である個体の検出素子を 20mm 未満の間隔で結合した可撓性を有する組立品を組み込んだもの；

a. 2. a. 3. 次のいずれかの検出素子を有するもの：

a. 2. a. 3. a 光ファイバー；

a. 2. a. 3. b. ‘圧電高分子膜’（フッ化ポリビニリデン樹脂 (PVDF) 並びにその共重合体 [P(VDF-TrFE) 及び P(VDF-TFE)] を除く)；

a. 2. a. 3. c ‘可撓性を有する圧電複合材料’；

a. 2. a. 3. d. ニオブ酸鉛マグネシウム・チタン酸鉛（すなわち、 $Pb(Mg_{1/3}Nb_{2/3})O_3-PbTiO_3$ 若しくは PMNPT) の圧電生単結晶（固溶体から成長したもの）；又は

a. 2. a. 3. e. ニオブ酸鉛インジウム・ニオブ酸鉛マグネシウム・チタン酸鉛（すなわち、 $Pb(In_{1/2}Nb_{1/2})O_3-Pb(Mg_{1/3}Nb_{2/3})O_3-PbTiO_3$ 若しくは PIN-PMN-PT) の圧電生単結晶（固溶体から成長したもの）；

a. 2. a. 4. ‘ハイドロフォンの音圧感度’が、どの水深でも -180 dB より良いものであって、加速度による影響を補正する機能を有していないもの；

a. 2. a. 5. 35m を超える水深で使用することができるように設計したものであって、加速度による影響を補正する機能を有するもの；又は

a. 2. a. 6. 1,000m を超える水深で使用できるように設計したものであって、‘ハイドロフォンの感度’が 4kHz 未満の周波数において -230dB より良いもの；

Technical Note:

1. ‘圧電高分子膜’検出素子は、延伸し支持フレーム又は心棒（マンドレル）に取り付けられた偏光ポリマーからなるものをいう。

2. ‘可撓性を有する圧電複合材料’検出素子は、

圧セラミック粒子又は繊維と、絶縁体で音響を透過するゴム、重合体又はエポキシ樹脂の合成物からなるものであって、合成物が検出素子の不可欠な部分となっているものをいう。

3. 'ハイドロフォンの音圧感度' は、実効値が 1 マイクロパスカルの圧力を有する平面波音場の中に置いたハイドロホンセンサー（プリアンプなし）の出力電圧の実効値の 10 を底とする対数值（基準電圧 1 V rms）に 20 を乗じたものをいう。例えば、-160dB（1 V/マイクロパスカル基準）の音圧は、当該音場で 10^{-8} V の出力電圧を生じ、一方、-180dB の感度の音圧は、 10^{-9} V の出力電圧だけ生じる。従って、-160dB は、-180dB よりも音圧感度が良い。

a. 2. b. えい航ハイドロホンアレーであって、次のいずれかに該当するもの：

Technical Note: ハイドロホンアレーは、複数のハイドロホンからなるものであり、受信する音波チャンネルが複数のものをいう。

a. 2. b. 1. ハイドロホングループの間隔が 12.5m 未満のもの又はハイドロホングループの間隔を 12.5m 未満に'変更できる'もの；

a. 2. b. 2. 35m を超える水深で使用することができるように設計したもの又は'改造できる'もの；

Technical Note: 6A001. a. 2. b の'改造できる（変更できる）'とは、ハイドロホングループの間隔又は稼動する水深限界を変えるために配線又は相互接続を変更することができる備えを有していることをいう。これらの備えには、配線の数の 10% を超えるスペア配線、ハイドロホングループの間隔を調整するためのブロック、又は水深を制限する内蔵装置であって、調整可能なもの若しくは二以上のハイドロホングループを制御するものがある。

a. 2. b. 3. 6A001. a. 2. d で規制されるヘディングセンサー；

a. 2. b. 4. 長軸方向に強化したアレーホース；

a. 2. b. 5. 組み立てられたアレーの直径が 40mm 未満のもの；

a. 2. b. 6. [Reserved]；又は

a. 2. b. 6. [Reserved]；

a. 2. b. 7. 6A001. a. 2. a で規制されるハイドロホンの性能；又は

a. 2. b. 8. 6A001. a. 2. g で指定される加速度計を使った水中音波センサー；

a. 2. c. えい航ハイドロホンアレー用に"特別に設計した"信号処理装置であって、"使用者によるプログラムの書換えが可能なもの"のうち、時間領域又は周波数領域の処理及び相関（高速フーリエ等の変換又は処理を用いたスペクトル分析、デジタルフィルタリング及びビーム成形を含む。）を行うことができるもの；

a. 2. d. ヘディングセンサーであって、次のすべてに該当するもの：

a. 2. d. 1. "精度"が±0.5 度より良いもの；及び

a. 2. d. 2. 35m を超える水深で使用することができるように設計したもの又は 35m を超える水深で使用することができるように調整若しくは取り外しをすることができる水深測定装置を有するもの；

注意: 慣性機首方位システムについては、7A003. c を参照のこと。

a. 2. e. 海底用又は港湾ケーブル用のハイドロホンアレーであって、次のいずれかに該当するもの；

a. 2. e. 1. 6A001. a. 2. a で規制されるハイドロホンを組み込んだもの；

a. 2. e. 2. ハイドロホングループの信号を多重化して処理することができるモジュールを組み込んだものであって、次の特性のすべてを有するもの：

a. 2. e. 2. a. 35m を超える水深で使用することができるように設計したもの又は 35m を超える水深で使用することができるように調整若しくは取り外しをすることができる水深測定装置を有するもの；及び

a. 2. e. 2. b. 使用中にえい航ハイドロホンアレーモジュールを交換することができるもの；又は

a. 2. e. 3. 6A001. a. 2. g で指定される加速度計を使った水中音波センサーを組み込んだもの；

a. 2. f. 海底用又は港湾用ケーブルシステム用に"特別に設計した"信号処理装置であって、"使用者

によるプログラムの書換えが可能なもの”のうち、時間領域又は周波数領域の処理及び相関（高速フーリエ等の変換又は処理を用いたスペクトル分析、デジタルフィルタリング及びビーム成形を含む）を行うことができるもの；

a. 2. g. 加速度計を有する水中音波センサーであって、次のすべてに該当するもの；

a. 2. g. 1. 互いに異なる3つの軸に沿って配置された3つの加速度計で構成されたもの；

a. 2. g. 2. 総'加速度感度'が、48dB (1,000mV/1gを基準とする)より良いもの；

a. 2. g. 3. 35mを超える水深で動作するように設計されたもの；かつ

a. 2. g. 4. 操作周波数が20kHz未満のもの；

注：6A001. a. 2. g は、粒子速度センサー又は地中聴音器には適用されない。

~~注：6A001. a. 2 は、通常の用途において単独の送信機能を有する装置に関連しているか否かにかかわらず、受信装置及びこれらのために”特別に設計された””部分品”にも適用される。~~

Technical Notes :

1. 加速度計を使った水中音響センサーは、ベクトルセンサーとしても知られている。

2. '加速度感度'は、プリアンプの無い水中音波センサーが実効値が1G（すなわち、9.81 m/s²）の環境下にある平面波音場に置かれた時の標準実効値1ボルトに対する実効値出力ボルテージの10進法を用いた割合の20倍の対数として定義されるものをいう。

b. 相関技術を用いた対地速力の船舶用ソナーログ測定装置及びドップラー速力の船舶用ソナーログ測定装置であって、装置搭載船の水底に対する相対的な水平方向の速力を測定することができるように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの：

b. 1. 相関技術を用いた対地速力の船舶用ソナーログ測定装置であって、次のいずれかの特性を有するもの：

b. 1. a. 装置搭載船と水底間が500mを超える距離で測定を行うことができるように設計したもの；又は

b. 1. b. 速力の”精度”が、速力の1%より良いもの；

b. 2. ドップラー速力の船舶用ソナーログ測定装置であって、速力の”精度”が速力の1%より良いもの；

注1：6A001. b は、以下のいずれかに限定される測深機には適用されない：

- 水深測定機；
- 潜水物体若しくは埋没物の距離を測定するもの；又は
- 魚群探知機。

注2：6A001. b は、水上船に取り付けるように”特別に設計した”装置には適用されない。

c. [Reserved]

注意：音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置については、8A002. r を参照のこと。

6A002 光センサー並びにこれらのための装置、及び”部分品”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、MT、CC、RS、AT、UN

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

MT は、6A002. a. 1、又は a. 3 に掲 MT Column 1

げる光検出器であって、核の影響（例えば、電磁パルス (EMP) の影響、X線の影響、爆風と熱が組合わさった影響）より”ミサイル”を防護するために”特別に設計”又は改造したもののうち、”ミサイル”で用いることができるものに適用される。

RS は、6A002. a. 1、a. 2、a. 3 RS Column 1

（セレン化鉛を基材とするフォーカルプレーンアレー (FPA) について a. 3. d. 2. a 及び a. 3. e を除く）、及び c、及び f に適用される。

CC は、6A002. c に掲げる警察モデルの赤外線ビューアに適用される。CC Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

UN は、6A002. a. 1、a. 2、a. 3 及び UN規制については、EAR §

. c に適用される。746. 1 (b)

を参照のこと。

報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743.1を参照のこと。
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS: \$3,000 (6A002. f については\$500) ; (MT 並びに 6A002. a. 1、a. 2、a. 3、及び c、及び f には適用できない)。

GBS:適用できない。

CIV:適用できない。

規制品目リスト

関連規制 :

(1) 赤外線フォーカルプレーンアレー、イメージ増強管、並びに関連する部品及び部分品であって、ITAR の対象となるものについて、USML のカテゴリ-XII (e) を参照のこと。

(2) 宇宙用に設計したフォーカルプレーンアレーであって、ITAR の対象となるものについて、USML のカテゴリ-XV (e) を参照のこと。

(3) 6A102、6A202、及び 6A992 も参照のこと。

(4) 6A002 で規制される貨物を組み込んだ外国製の軍用貨物について、ECCN 0A919 を参照のこと。

(5) ECCN 6A002 で規定される貨物について、軍の最終需要者による使用のため又は ECCN 0A919 で規制される品目に組み込むために輸出、再輸出、又は再移転（国内における移転）されている場合、EAR § 744.9 において輸出許可要件を義務付けている。

(6) "ITAR の対象"となる読み出し集積回路については、USML のカテゴリ-XII (e) 及び XV (e) (3) を参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

a. 光検出器であって、次のいずれかに該当するもの:

a. 1. "宇宙用に設計"した固体の光検出器であって、次のいずれかに該当するもの:

注: 6A002. a. 1 でいうところの固体の光検出器には、"フォーカルプレーンアレー"を含む。

a. 1. a. "宇宙用に設計"した固体の光検出器であって、次のすべてに該当するもの:

a. 1. a. 1. 10nm 超 300nm 以下の波長範囲で最大感度を有するもの; かつ

a. 1. a. 2. 400nm を超える波長における感度が最大感度の 0.1%未満のもの;

a. 1. b. "宇宙用に設計"した固体の光検出器であって、次のすべてに該当するもの:

a. 1. b. 1. 900nm 超 1,200nm 以下の波長範囲で最大感度を有するもの; かつ

a. 1. b. 2. 応答"時定数"が 95 ナノ秒以下のもの;

a. 1. c. "宇宙用に設計"した固体の光検出器であって、1,200nm 超 30,000nm 以下の波長範囲で最大感度を有するもの;

a. 1. d. "宇宙用に設計"した"フォーカルプレーンアレー"であって、アレー当り素子の数が 2,048 を超え、かつ、300nm 超 900nm 以下の波長範囲で最大感度を有するもの。

a. 2. イメージ増強管及びそのために"特別に設計した""部分品"であって、次のいずれかに該当するもの:

注: 6A002. a. 2 は、イメージングを行わない光電子増倍管であって、真空中に、次のいずれかに該当するもののみからなる電子検出素子を有するものについては規制しない:

a. 単一の金属陽極; 又は

b. 金属陽極であって隣接する 2 の陽極の中心間の距離が 500 μ m を超えるもの。

Technical Note: '電荷増倍 [Charge multiplication]' は、電子イメージの増幅を行う一つの形態であって、衝突電離による増倍過程の結果として電荷キャリアを発生させることをいう。イメージ増強管、固体検出器又は"フォーカルプレーンアレー"には'電荷増倍'による検出器もある。

a. 2. a. イメージ増強管であって、次のすべてに該当するもの:

a. 2. a. 1. 400nm 超 1,050nm 以下の波長範囲で最大感度を有するもの;

a. 2. a. 2. 電子イメージの増倍機能を有するものであって、次のいずれかをを用いたもの:

a. 2. a. 2. a. マイクロチャンネルプレートであって、隣接する 2 のチャンネルのピッチ（中心間の距離）が 12 μ m 以下のもの; 又は

a. 2. a. 2. b. 電子検出素子であって、マ

イクロチャンネルプレート以外の方法で'電荷増倍'を行うように"特別に設計"又は改造したもののうち、隣接する2の画素の中心間の距離が500 μ m以下のもの；及び

a. 2. a. 3. 次のいずれかに該当する光電陰極；

a. 2. a. 3. a 主材料にマルチアルカリ（例えば、S-20 及び S-25）を用いた光電陰極であって、ルーメン感度が350 マイクロアンペア毎ルーメンを超えるもの；

a. 2. a. 3. b 主材料に砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを用いた光電陰極；又は

a. 2. a. 3. c 主材料にその他のⅢ-V族化合物半導体を用いた光電陰極であって、最大"放射感度"が10mA/Wを超えるもの；

a. 2. b. イメージ増強管であって、次のすべてに該当するもの；

a. 2. b. 1. 1,050nm 超 1,800nm 以下の波長範囲で最大感度を有するもの；

a. 2. b. 2. 電子イメージの増倍機能を有するものであって、次のいずれかを用いたもの；

a. 2. b. 2. a. マイクロチャンネルプレートであって、隣接する2のチャンネルのピッチ（中心間の距離）が12 μ m以下のもの；又は

a. 2. b. 2. b. 電子検出素子であって、マイクロチャンネルプレート以外の方法で'電荷増倍'を行うように"特別に設計"又は改造したもののうち、隣接する2の画素の中心間の距離が500 μ m以下のもの；及び

a. 2. b. 3. 主材料に"Ⅲ-V族化合物"半導体（例えば、砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウム）を用いた光電陰極及び遷移電子光電陰極であって、最大"放射感度"が15mA/Wを超えるもの；

a. 2. c. "特別に設計した""部分品"であって、次のいずれかに該当するもの；

a. 2. c. 1. マイクロチャンネルプレートであって、隣接する2のチャンネルのピッチ（中心間の距離）が12 μ m以下のもの；

a. 2. c. 2. 電子検出素子であって、マイクロチャンネルプレート以外の方法で'電荷増倍'を行うように"特別に設計"又は改造したもののうち、隣接

する2の画素の中心間の距離が500 μ m以下のもの；

a. 2. c. 3. 主材料に"Ⅲ-V族化合物"半導体（例えば、砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウム）を用いた光電陰極及び遷移電子光電陰極；主材料にその他のⅢ-V族化合物半導体を用いた光電陰極；

注：6A002. a. 2. c. 3 は、化合物半導体を用いた光電陰極であって、次のいずれかの最大"放射感度"を達成するように設計したのものについては規制しない；

a. 400nm 超 1,050nm 以下の波長範囲で最大感度を有するものものであって、最大"放射感度"が10mA/W以下のもの；

b. 1,050nm 超 1,800nm 以下の波長範囲で最大感度を有するものものであって、最大"放射感度"が15mA/W以下のもの；

a. 3. "宇宙用に設計"していない"フォーカルプレーンアレー"であって、次のいずれかに該当するもの；

注意：'マイクロボロメータ'[抵抗式熱型検出素子]を使用した"宇宙用に設計"していない"フォーカルプレーンアレー"は、6A002. a. 3. f においてのみ指定されている。

Technical Note:

同一チップ内に、検出素子を一次元若しくは二次元に配列した多要素素子検出アレーは、"フォーカルプレーンアレー"と呼ばれる。

注1：6A002. a. 3 には、光導電型アレー及び光起電力型アレーを含む。

注2：6A002. a. 3 は、次に掲げるものについては規制しない；

a. 多要素素子（要素素子の数が16以下）のカプセル封じをした光導電セルであって、硫化鉛又はセレン化鉛を用いたもの；

b. 焦電気検出器であって、次に掲げるいずれかを用いたもの；

b. 1 硫酸三グリシン及びその異性体；

b. 2 チタン酸ジルコン酸鉛にランタンを添加したもの及びその異性体；

b. 3 タンタル酸リチウム；

b. 4 ポリふっ化ビニリデン及びその異性

体；又は

b.5 ニオブ酸ストロンチウムバリウム及びその異性体。

c. '電荷増倍'を行うように"特別に設計"又は改造した"フォーカルプレーンアレー"であって、760nm を超える波長における最大"放射感度"が10mA/W 以下となるように設計によって限定しているもののうち、次のすべてに該当するもの：

c.1. 出力を制限する機構を組み込んだものであって、取り外し又は改造されないように設計したもの；かつ

c.2. 次のいずれかに該当するもの：

c.2.a. 出力を制限する機構が、検出素子の動作に不可欠であるもの若しくは検出素子と組み合わされたもの；又は

c.2.b. 所定の位置において出力を制限する機構がある場合にのみ"フォーカルプレーンアレー"が動作できるもの。

d. 熱電対列アレーであって、素子数が 5,130 未満のもの；

Technical Note：検出素子の動作に不可欠である出力を制限する機構は、取り外し又は改造によって検出素子が動作できなくなるように設計されているものに限る。

a.3.a. "宇宙用に設計"していない"フォーカルプレーンアレー"であって、次のすべてに該当するもの：

a.3.a.1. 要素素子が 900nm 超 1,050nm 以下の波長範囲で最大感度を有するもの；かつ

a.3.a.2. 次のいずれかに該当するもの：

a.3.a.2.a. 応答"時定数"が0.5 ナノ秒未満のもの；又は

a.3.a.2.b. '電荷増倍'を行うように"特別に設計"又は改造したものであって、最大"放射感度"が10mA/W を超えるもの；

a.3.b. "宇宙用に設計"していない"フォーカルプレーンアレー"であって、次のすべてに該当するもの：

a.3.b.1. 要素素子が1,050nm 超 1,200nm 以下の波長範囲で最大感度を有するもの；かつ

a.3.b.2. 次のいずれかに該当するもの：

a.3.b.2.a. 応答"時定数"が95 ナノ秒未満のもの；又は

a.3.b.2.b. '電荷増倍'を行うように"特別に設計"又は改造したものであって、最大"放射感度"が10mA/W を超えるもの；

a.3.c. "宇宙用に設計"していない要素素子を二次元に配列した"フォーカルプレーンアレー"であって、それぞれの要素素子が1,200nm 超 30,000nm 以下の波長範囲で最大感度を有するもの；

注意：シリコン及びその他の材料を用いた'マイクロボロメータ'[抵抗式熱型検出素子]を利用した"フォーカルプレーンアレー"("宇宙用に設計"していないもの)は、6A002.a.3.f.でのみ指定される。

a.3.d. "宇宙用に設計"していない要素素子を一次元に配列した"フォーカルプレーンアレー"であって、次のすべてに該当するもの：

a.3.d.1. それぞれの要素素子が1,200nm 超 3,000nm 以下の波長範囲で最大感度を有するもの；かつ

a.3.d.2. 次のいずれかに該当するもの：

a.3.d.2.a. 検出素子の'配列方向'の寸法を基準とする検出素子の'操作方向'の寸法の比率[縦横比]が3.8 未満のもの；又は

注：6A002.a.3.d は、"フォーカルプレーンアレー"(素子数が32 を超えないもの)であって、もっぱらゲルマニウム材料のみを用いた検出素子を有するものについては規制しない。

Technical Note：6A002.a.3.d でいうところの'配列方向'は、検出素子の一次元配列に平行な軸をいい、'走査方向'は検出素子の一次元配列に垂直な軸をいう。

a.3.d.2.b. 同一検出素子内に信号処理機能を有するもの；

a.3.e. "宇宙用に設計"していない要素素子を一次元に配列した"フォーカルプレーンアレー"であって、それぞれの要素素子が3,000nm 超 30,000nm 以下の波長範囲で最大感度を有するもの。

a.3.f. 要素素子を二次元に配列した赤外線'マイクロボロメータ'[抵抗式熱型検出素子]を利用した"フォーカルプレーンアレー"("宇宙用に設計"

していないもの)であって、それぞれの要素素子がフィルターのない状態において 8,000nm 以上 14,000nm 以下の波長範囲で感度を有するもの。

Technical Notes:

6A002. a. 3. f. でいうところの'マイクロボロメータ'は、赤外線放射の吸収によりもたらされる検出器内の温度変化の結果、有用な信号を生成するために用いられる熱画像検出装置をいう。

a. 3. g. "宇宙用に設計"していない"フォーカルプレーンアレー"であって、次のすべてに該当するもの:

a. 3. g. 1. 要素検出素子が 400nm 超 900nm 以下の波長範囲で最大感度を有するもの;

a. 3. g. 2. '電荷増倍'を行うように"特別に設計"又は改造したものであって、760nm を超える波長における最大"放射感度"が 10mA/W を超えるもの; かつ

a. 3. g. 3. 要素素子の数が 32 を超えるもの;

b. リモートセンシング用に設計した"モノスペクトルイメージセンサー"及び"マルチスペクトルイメージセンサー"であって、次のいずれかに該当するもの:

b. 1. 瞬時視野 (IFOV: Instantaneous-Field-Of-View) が 200 マイクロラジアン未満のもの; 又は

b. 2. 400nm 超 30,000nm 以下の波長範囲で使用するように指定されたものであって、次のすべてに該当するもの:

b. 2. a. イメージデータをデジタル形式で出力するもの; かつ

b. 2. b. 次のいずれかの特性を有するもの:

b. 2. b. 1. "宇宙用に設計"したもの; 又は

b. 2. b. 2. 航空機搭載用に設計したものであって、シリコンを用いた検出器以外の検出器を用いたもののうち、瞬時視野が 2.5 ミリラジアン未満のもの;

注: 6A002. b. 1 は、300nm 超 900nm 以下の波長範囲で最大感度を有する"モノスペクトルイメージセンサー"であって、組み込まれている光検出器又は"フォーカルプレーンアレー"が"宇宙用に設計"していないもののうち、次のいずれかに該当するもののみであるものについては規制しない:

a. 電荷結合素子 (CCD) であって、'電荷増倍'を行うように設計若しくは改造されていないもの; 又は

b. 相補型金属酸化膜半導体 (CMOS) 素子であって、'電荷増倍'を行うように設計若しくは改造されていないもの。

c. 直視型のイメージング装置であって、次のいずれかを組み込んだもの:

c. 1. 6A002. a. 2. a. 若しくは 6A002. a. 2. b でリストされる特性を有するイメージ増強管;

c. 2. 6A002. a. 3. でリストされる特性を有する"フォーカルプレーンアレー"; 又は

c. 3. 6A002. a. 1 で指定される固体の光検出器;

Technical Note: "直視型のもの"とは、イメージング装置であって、像をテレビジョンディスプレイ用の電気信号に変換することなく観測者に表示するもののうち、当該像を写真、電子的又はその他の方法によって記録又は蓄積できないものをいう。

注: 6A002. c は、次のいずれかに該当する装置であって、主材料に砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを用いた光電陰極を組み込んでいないものについては規制しない:

a. 産業用又は民間用の侵入警報装置、交通用又は産業用の運転制御装置又は計数装置;

b. 医療用装置;

c. 材料の特性の検査、選別又は解析に用いる産業用の装置;

d. 産業用の炉に用いる炎検知器;

e. 研究用に"特別に設計した"装置。

d. 光センサーをサポートする専用の"部分品"であって、次のいずれかに該当するもの:

d. 1. "宇宙用に設計"した極低温冷却器;

d. 2. "宇宙用に設計"していない極低温冷却器であって、冷却のための接触面の温度が 218K (-55°C) 未満のものうち、次のいずれかに該当するもの:

d. 2. a. 循環式のものであって、平均故障寿命 (MTTF) 又は平均故障間隔 (MTBF) が 2,500 時間を超えるもの;

d. 2. b. ジュールトムソン (JT) 自己制御小型冷却器であって、口径 (外径) が 8mm 未満のもの;

d. 3. センサー用の光ファイバーであって、音響、

温度、加速度、電磁気若しくは放射線に対して感度を有するように、組成的若しくは構造的に特別に製造された又はコーティングによって改造されたもの。

注：6A002.d.3は、ボーリング穴におけるセンサー用に“特別に設計した”カプセル封じをしたセンサー用の光ファイバーには適用されない。

e. [Reserved]

f. 6A002.a.3で指定される“フォーカルプレーンアレー”のために“特別に設計した”読み出し集積回路（‘ROIC’）。

注：6A002.fは、民生用の自動車のために“特別に設計した”読み出し集積回路には適用されない。

Technical Note：‘読み出し集積回路’（‘ROIC’）とは、“フォーカルプレーンアレー”（“FPA”）の下層に配置され、又は接合されるように設計された集積回路であって、検出素子により生成される信号を読み出す（すなわち、抽出し、及び保持する）ために使用される。少なくとも‘ROIC’は、電荷を抽出し、‘ROIC’の内部又は外部で処理を行うために、検出素子の相対空間位置及び方位の情報を保持する方法で多重化機能を適用することによって、検出素子から電荷を読み出す。

6A003 カメラ、システム又は装置及びこれらのための“部分品”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、NP、RS、AT、UN

Control (s) Country Chart (§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 2

NP は、6A003.a.2、6A003.a.3 NP Column 1

又は a.4 で規制されるカメラ及び 6A003.a.6 の プ ラ グ イ ン (6A003.a.3 又は a.4 項で規制されるカメラ用のものに限る) に適用される。

RS は、6A003.b.3、6A003.b.4.a、 RS Column 1 6A003.b.4.c に適用され、さらに 6A003.b.4.b で規制される品目であって、フレーム速度が 60Hz 超の

もの、若しくは素子の数が111,000超のフォーカルプレーンアレーを組み込んでいるもの、又は 6A003.b.4.b で規制される品目であって、これらの品目が民生用の製品に内蔵させるために輸出又は再輸出されるものに適用される。

(しかし、特定の除外条項について EAR § 742.6(a)(2)(iii)及び(v)を参照のこと)。

RS は、6A003.b.4.bで規制される RS Column 2 品目であって、フレーム速度が 60Hz 以下で、かつ、素子の数が 111,000 以下のフォーカルプレーンアレーを組み込んでいるものについて、民生用の製品に内蔵させるために輸出又は再輸出されるものでない場合、適用される。

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

UNは、6A003.b.3及びb.4で規制 UN規制については、EAR § 746.1(b) される品目に適用される。 は、EAR § 746.1(b) を参照のこと。

許可要求事項の注釈：

ITARの対象ではないが、USMLのカテゴリ-XII(c)で規定される種類の貨物は、それらが ECCN において規制されるカメラを組み込んでいる場合、ECCN 6A003 に掲げるカメラつにおいて規制される。

報告要求事項

熱画像カメラの報告について EAR § 743.3を参照のこと (ECCN 6A003.b.4.bで規制される熱画像カメラのカントリーグループA:1の仕向国 (EAR § 740 付則 1 参照) への輸出であって、個々に特別輸出許可では認可されないものについて、BIS に報告しなければならない)。

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS: \$1,500; (6A003.a.2、6A003.a.3からa.6、b.1、b.3及びb.4については適用できない)

GBS: ナシ 6A003.a.1については、Yes

CIV: ナシ ~~6A003.a.1については、Yes~~

STAについての特別な条件

STA: 6A003.b.3 又は b.4 に掲げる貨物の、カン
トリーグループ A:6 (EAR § 740 付則 1 参照) にリス
トされている仕向地への出荷には、許可例外 STA
を使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制:

- (1) このエントリーで規制される品目に係る技術
については、ECCN 6E001(“開発”)、6E002(“製造
”)、及び 6E201(“使用”)を参照のこと。
- (2) 6A203 も参照のこと。
- (3) 6A003 で定めるカメラを組み込んだ外国製の軍
用貨物については ECCN 0A919 を参照のこと。
- (4) ECCN 6A003 で規定されるカメラについて、軍
の最終需要者による使用のため又は ECCN 0A919
で規制される貨物に組み込むために輸出、再輸出、
又は再移転(国内における移転)されている場合、
EAR § 744.9 において輸出許可要件を義務付けて
いる。
- (5) ITAR の対象となるカメラについては、USML
のカテゴリ XII(c) 及び(e)を参照のこと。

関連定義: ナシ

品目:

a. 電子式のカメラ及びこれらのために“特別に設計
した”部分品”であって、次のいずれかに該当するも
の:

注: 6A003.a.3 から 6A003.a.5 で規制される電
子式のカメラであって、モジュール式の構造を持つ
場合は、当該カメラの製造業者の仕様に従って、利
用可能なプラグインを用いた場合のカメラの最大能
力で評価しなければならない。

a.1. [Reserved] ~~高速度の撮影が可能な映画撮影
機であって、幅が 8mm 以上 16mm 以下のフィルムを用
いるもののうち、撮影する間にフィルムが連続的に
送られ、かつ、撮影速度が 1 秒につき 13,150 こまを
超えるもの;~~

~~注: 6A003.a.1 は、民生用に設計した映画記録カ
メラについては規制しない。~~

a.2. [Reserved] ~~高速度の撮影が可能な機械式の
カメラであって、フィルムが移動しないもののうち、~~

~~35mm フィルムの画面全体の高さ[36mm]を撮影する場
合の撮影速度が 1 秒につき 1,000,000 こまを超え、
こま高さがそれより低い場合は、反比例的に早い速
度で記録でき、こま高さがそれを超える場合は、反
比例的に遅い速度で記録できるもの;~~

a.3. **電子式のストリークカメラであって、時間
分解能が 50 ナノ秒より良いもの;**

~~a.3. 機械式又は電子式のストリークカメラであ
って、次のいずれかに該当するもの;~~

~~a.3.a. 機械式のストリークカメラであって、
撮影速度が 10mm/マイクロ秒を超えるもの;~~

~~a.3.b. 電子式のストリークカメラであって、
時間分解能が 50 ナノ秒より良いもの;~~

a.4. 電子式のフレーミングカメラであって、撮
影速度が 1 秒につき 1,000,000 こまを超えるもの;

a.5. 電子式のカメラであって、次のすべてに該
当するもの;

a.5.a. 電子シャッター速度(ゲート能力)が
フルフレームにつき、1 マイクロ秒未満のもの;かつ

a.5.b. 信号の読出速度が 1 秒につき 125 フル
フレームを超えるもの;

a.6. プラグインユニットであって、次の特性の
すべてを有するもの:

a.6.a. モジュール式の構造を有する電子式の
カメラ(6A003.a で規制されるものに限る)のために
“特別に設計した”もの;かつ

a.6.b. これらのカメラを、製造業者の仕様に従
って、6A003.a.3、6A003.a.4 又は 6A003.a.5 で指定
される機能に到達させることができるもの;

b. イメージングカメラであって、次のいずれかに該
当するもの:

注: 6A003.b は、テレビジョンカメラ又はビデオ
カメラであって、テレビジョン放送用に“特別に設計
した”ものについては規制しない。

b.1. 固体撮像素子を組み込んだビデオカメラで
あって、10 nm 超 30,000nm 以下の波長範囲で最大感
度を有するもののうち、次のすべてに該当するもの:

b.1.a. 次のいずれかに該当するもの;

b.1.a.1. モノクロ(白黒)撮影用カメラで
あって、固体撮像アレー当りの“有効画素数”が
4,000,000 を超えるもの;

b. 1. a. 2 3の固体撮像アレーを組み込んだカラー撮影用のカメラであって、固体撮像アレー当りの“有効画素数”が4,000,000を超えるもの；又は

b. 1. a. 3 1の固体撮像アレーを組み込んだカラー撮影用カメラであって、固体撮像アレーの“有効画素数”が12,000,000を超えるもの；かつ

b. 1. b. 次のいずれかに該当するもの；

b. 1. b. 1. 6A004. aで規制される反射鏡を有するもの；

b. 1. b. 2. 6A004. dで規制される光学器械又は光学部品の制御装置を有するもの；又は

b. 1. b. 3. 内部で生成されたカメラの被写体追跡データを内部処理して画像情報に注記できる機能を有するもの；

Technical Note :

1. このエントリーでいうところのデジタルビデオカメラは、動画撮影時に使用される最大“有効画素”数で評価しなければならない。

2. このエントリーでいうところのカメラの被写体追跡データは、地球に対するカメラの視野方向を明らかにするために必要な情報である。これには以下の情報がある：(1) カメラの視野方向が地球磁場方向に対して作る水平面内の角度及び；(2) カメラの視野方向と地球の水平面との垂直角度。

b. 2. スキャニングカメラ又はスキャニングカメラ装置であって、次のすべてに該当するもの：

b. 2. a. 10 nm 超 30,000nm 以下の波長範囲で最大感度を有するもの；

b. 2. b. 画素が線状に並んだ検出器アレーであって、アレー当りの画素数が8,192を超えるもの；及び

b. 2. c. 一方向に機械的に走査を行うもの；

注：6A003. b. 2は、次のいずれかのために“特別に設計した”スキャニングカメラ又はスキャニングカメラ装置には適用されない：

a. 産業用又は民生用の写真複写機；

b. イメージスキャナーであって、民生用に据え付けるもののうち、近接してスキャニング（例えば、文書、アートワーク若しくは写真に含まれる画像若しくは活字の複写）を行うように“特別に設計した”もの；又は

c. 医療用装置。

b. 3. 6A002. a. 2. a又は6A002. a. 2. bにリストされている特性を有するイメージ増強管を組み込んだイメージングカメラ；

b. 4. “フォーカルプレーンアレー”を組み込んだイメージングカメラであって、次のいずれかに該当するもの：

b. 4. a. 6A002. a. 3. a. から 6A002. a. 3. e. で規制される“フォーカルプレーンアレー”を組み込んだもの；

b. 4. b. 6A002. a. 3. f. で規制される“フォーカルプレーンアレー”を組み込んだもの；又は

b. 4. c. 6A002. a. 3. gで規制される“フォーカルプレーンアレー”を組み込んだもの；

注 1：6A003. b. 4で定めるイメージングカメラには、一旦電源が供給された場合に最低限のアナログ信号又はデジタル信号を出力することができるために、読み出し用の集積回路だけでなく、十分な“信号処理”電子回路と組み合わせられた“フォーカルプレーンアレー”を含む。

注 2：6A003. b. 4は、同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有さない12以下の検出素子を一次元に配列した“フォーカルプレーンアレー”を組み込んだイメージングカメラであって、次のいずれかのために設計されたものについては規制しない：

a. 産業用若しくは民生用の侵入警報装置、交通用若しくは産業用の運転制御装置若しくは計数装置；

b. 建築物、装置又は工業プロセスにおける熱流の検査又はモニタリングに用いる産業用の装置；

c. 材料の特性の検査、選別若しくは解析に用いる産業用の装置；

d. 研究用に“特別に設計した”装置；又は

e. 医療用装置。

注 3：6A003. b. 4. b. は、イメージングカメラであって、次のいずれかの特性を有するものについては規制しない：

a. 最大フレーム速度が9Hz以下のもの；

b. 次のすべてに該当するもの：

1. 最小水平‘瞬時視野 (IFOV)’又は最小垂直‘瞬時視野 (IFOV)’が10ミリラジアン以上のもの；

2. 焦点距離が固定されたレンズを内蔵し、取り外すように設計していないもの；

3. '直視型'のディスプレイを内蔵していないもの；及び

Technical Note: '直視型のもの'とは、赤外線領域で動作するイメージングカメラに用いる光漏れ防止機構を内蔵した小型ディスプレイであって、目に近接して画像を観測者に表示するものをいう。

4. 次のいずれかに該当するもの：

a. 検出した視野の画像を見ることができるようにするための機能を有さないもの；若しくは

b. 単一の用途のために設計したカメラであって、使用者が改造しないように設計したものの；又は

Technical Note: 注 3. b で指定される'瞬時視野 (IFOV)'は、'水平 IFOV'又は'垂直 IFOV'の小さい方の数値をいう。

'水平 IFOV' = 水平視野 (FOV) / 水平検出素子数

'鉛直 IFOV' = 鉛直視野 (FOV) / 鉛直検出素子数。

c. 民生用の乗用車に組み込むために"特別に設計した"カメラであって、次のすべてに該当するもの：

1. 車両内部のカメラの配置や構造が、専ら運転者に乗用車の安全運転を補助するためのもの；

2. 次のいずれかに組み込まれた場合のみ作動するもの：

a. 本来組み込んで使用することが意図された民生用の乗用車であって、車両の重量（車両の総重量）が 4,500kg 未満のもの；又は

b. "特別に設計した"正当と認められる保守用の試験装置；及び

3. 本来組み込んで使用することが意図された乗用車から取り外された場合には、カメラを強制的に機能しないようにするためのアクティブな機構を組み込んでいるもの。

注： 必要な場合、請求に応じて、6A003.b.4.bの本注釈の注3 b.4及び注3 cに定める条件に準拠していることを確かめるため、品目の詳細を産業安全保障局に提供するものとする。

注 4: 6A003.b.4.c は、次のいずれかの特性を有する'イメージングカメラ'には適用されない：

a. 次のすべてに該当するもの：

1. 室内で商用電源に接続して作動するシステム又は機器に部分品として組み込むために"特別に設計した"カメラであって、次のいずれかの単一の用途に用いるように設計によって制限されたものの：

a. 工業プロセスのモニタリング、品質管理又は材料の物性分析；

b. 科学研究用に"特別に設計した"実験装置；

c. 医療用装置；

d. 金融詐欺検知装置；及び

2. 次のいずれかに組み込まれた場合のみ作動するもの：

a. 本来組み込んで使用することが意図されたシステム若しくは装置；又は

b. "特別に設計した"保守用の試験装置；及び

3. 本来組み込んで使用することが意図されたシステム又は装置から取り外された場合には、カメラを強制的に機能しないようにするためのアクティブな機構を組み込んでいるもの；

b. 民生用の乗用車又は乗客用及び車両用フェリーに組み込むために"特別に設計された"カメラであって、次のすべてに該当するもの：

1. 車両又はフェリー内部のカメラの配置や構造が、専ら運転者に乗用車又はフェリーの安全運転を補助するためのもの；

2. 次のいずれかに組み込まれた場合のみ作動するもの：

a. 本来組み込んで使用することが意図された民生用の乗用車であって、車両の重量（車両の総重量）が 4,500kg 未満のもの；

b. 本来組み込んで使用することが意図された乗客用及び車両用フェリーであって、全長 (LOA) が 65m 以上のもの；又は

c. "特別に設計した"正当と認められる保守用の試験装置；及び

3. 本来組み込んで使用することが意図さ

れた車両から取り外された場合には、カメラを強制的に機能しないようにするためのアクティブな機構を組み込んでいるもの；

c. 760nm を超える波長における最大“放射感度”が 10mA/W 以下となるように設計によって限定されたものであって、次のすべてに該当するもの：

1. 出力を制限する機構を組み込んだものであって、取り外し又は改造されないように設計したものの；

2. 出力を制限する機構が取り外された場合にはカメラを機能しないようにするための機構を組み込んだもの；かつ

3. 水中用に“特別に設計”又は改造していないもの；又は

d. 次のすべてに該当するもの：

1. ‘直視型’ 又は電子画像のディスプレイを内蔵していないもの；

2. 検出した視野の画像を見ることができるようになるように出力するための機能を有さないもの；

3. “フォーカルプレーンアレー”が意図されたカメラに組み込まれた場合にのみ作動するもの；かつ

4. 意図されたカメラから取り外された場合には永久に作動しないようにするための機構を“フォーカルプレーンアレー”が、が有するもの。

注：必要に応じて、上記の注 4 に定める条件に適合していることを確認するために、品目の詳細を産業安全保障局に請求があり次第、提出されること。

b. 5. 6A002. a. 1 で指定される固体の光検出器を組み込んだイメージングカメラ。

6A004 光学装置及び“部分品”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、AT

Control (s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可

の報告要求事項についてはEAR § 743.1を参照のこと。
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS: \$3000

GBS: 6A004. a. 1、a. 2、a. 4、b、及び ~~d. 2~~、及び f については、Yes

CIV: 6A004. a. 1、a. 2、a. 4、b、及び ~~d. 2~~、及び f については、Yes

STAIについての特別な条件

STA : 6A004. c 又は d に掲げる貨物の、カントリーグループ A:6 (EAR § 740 付則 1 参照) にリストされている仕向地への出荷には、許可例外 STA の(c) (2) 項を使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) リソグラフィ“装置”のために“特別に設計された”反射鏡又は‘非球面光学素子’については、3B001 を参照のこと。

(2) “ITAR の対象となる”ジンバルについては、USML のカテゴリーXII (e) を参照のこと。

(3) 6A994 も参照のこと。

関連定義：‘非球面光学素子’は、光学器械に用いられる光学素子であって、光学表面が理想的な球面の形状から外れるように設計されたものをいう。

品目：卒業

a. 光学ミラー（反射鏡）であって、次のいずれかに該当するもの：

Technical Note: 6A004. a でいうところにおいて、レーザー損傷閾値 (LIDT) は、ISO 21254-1:2011 に従って測定される。

a. 1. **鏡面の形状を変化させることができるミラー**、~~“鏡面の形状を変化させることができるミラー”~~であって、能動開口の口径が 10mm を超えるものうち、次のいずれかに該当するもの、及びそれらのために特別に設計された部分品：

a. 1. a 次のすべてに該当するもの：

a. 1. a. 1. 機器の共振周波数が 750Hz 以上のもの；かつ

a. 1. a. 2. 200 個を超えるアクチュエータを

有するもの；又は

a. 1. b. レーザー損傷閾値 (LIDT) が次のいずれかに該当するもの：

a. 1. b. 1. “持続波レーザー発振器”を使用した場合に、1 kW/cm² を超えるもの；若しくは

a. 1. b. 2. パルス繰り返し周波数が 20Hz で、パルス幅が 20ns の“レーザー”パルスを使用した場合に、2 J/cm² を超えるもの；

Technical Note

‘鏡面の形状を変化させることができるミラー’とは、次のいずれかに該当するものをいう：

a. 連続した光反射面を少なくとも 1 有するものであって、反射鏡に入射する波面の歪を補正するために、個別のトルク又は外力によって動的に変形することができるもの；又は

b. 複数の光反射エレメントを有するものであって、反射鏡に入射する波面の歪を補正するために、トルク又は外力によって、個別に動的に再配置することができるもの。

‘鏡面の形状を変化させることができるミラー’は、アダプティブ光学ミラーとしても知られている。

a. 2. 軽量のモノリシック[一体型：複合材料又は発泡体の部分を有していない]ミラーであって、平均“等価密度”が 30kg/m² [鏡面の 1m² 当たりの質量が 30kg] 未満のものうち、全重量が 10kg を超えるもの；

a. 3. 軽量の“複合材料”又は発泡体でミラーを構成するものであって、平均“等価密度”が 30kg/m² 未満のものうち、全重量が 2kg を超えるもの；

注：6A004. a. 2 及び 6A004. a. 3 は、太陽放射を追従するために地上に設置されたヘリオスタット用に特別に設計された反射鏡には適用されない。

a. 4. 6A004. d. 2 で指定される光の走査用の反射鏡ステージのために特別に設計された反射鏡であって、平面度が $\lambda/10$ ($\lambda=633\text{nm}$) 若しくはそれより良いものうち、次のいずれかに該当するもの：

a. 4. a. 鏡面の直径若しくは長軸の長さが 100mm 以上のもの；又は

a. 4. b. 次のいずれかに該当するもの：

a. 4. b. 1. 鏡面の直径若しくは主軸の長さ

が 50mm 超 100mm 未満のもの；かつ

a. 4. b. 2. レーザー損傷閾値 (LIDT) が次のいずれかに該当するもの：

a. 4. b. 2. a. “持続波レーザー発振器”を使用した場合に、10 kW/cm² を超えるもの；若しくは

a. 4. b. 2. b. パルス繰り返し周波数が 20Hz で、パルス幅が 20ns の“レーザー”パルスを使用した場合に、20 J/cm² を超えるもの；

注意：リソグラフィ装置のために“特別に設計した”光学ミラー[反射鏡]については、3B001 を参照のこと。

b. セレン化亜鉛 (ZnSe) 又は硫化亜鉛 (ZnS) からなる光学用の“部分品”であって、3,000nm 超 25,000nm 以下の波長の光を透過するものうち、次のいずれかに該当するもの：

b. 1. 体積が 100cm³ を超えるもの；又は

b. 2. 直径又は長軸の長さが 80mm を超え、かつ、厚さ (深さ) が 20mm を超えるもの；

c. “宇宙用に設計”した光学用の“部分品”であって、次のいずれかに該当するもの：

c. 1. 同じ口径と厚さの全体が稠密な状態である場合に比し 20% 未満の“等価密度”に軽量化した“部分品”；

c. 2. 生基板、表面をコーティング (単層又は複層、金属又は誘電、導電、半導電又は絶縁) した基板、若しくは保護膜を有するもの；

c. 3. 宇宙空間で光学装置に組み立てるように設計した反射鏡であって、組み立てた場合の受光面積の和が口径 1m 以上の反射鏡と同等以上になるもののセグメント又は組立品；

c. 4. すべての方向について線膨張係数が温度 1 度当たり 5×10^{-6} 以下の“複合材料”からなる“部分品”。

d. 光学器械又は光学部品の制御装置であって、次のいずれかに該当する部分品：

d. 1. 6A004. c. 1 又は 6A004. c. 3 で規制される“宇宙用に設計”した光学用の“部分品”の表面形状又は方向を維持するように“特別に設計した”装置；

d. 2. 光の走査、追尾、安定化及び光共振器の調整を行う装置であって、次のいずれかに該当するもの：

d. 2. a. 直径若しくは長軸の長さが 50mm を超え

る反射鏡を支えるように設計された光の走査用の反射鏡ステージであって、次のすべてに該当するもの、及びそれらのために特別に設計された電子制御装置；

d. 2. a. 1. 最大移動角距離が±26 ミリラジアン以上のもの；

d. 2. a. 2. 機器の共振周波数が 500Hz 以上のもの；かつ

d. 2. a. 3. 角“精度”が 10 μ rad (マイクロラジアン) 以下の (良い) もの；

d. 2. b. 光共振器の調整を行う装置であって、100Hz 以上の帯域幅及び 10 マイクロラジアン以下の (良い) “精度”を有するもの；

d. 3. ジンバルであって、次のすべてに該当するもの；

d. 3. a. 最大振れ角が 5 度を超えるもの；

d. 3. b. 100Hz 以上の帯域幅で使用することができるもの；

d. 3. c. 角度誤差が 200 マイクロラジアン以下のもの；かつ、

d. 3. d. 次に掲げるいずれかに該当するもの；

d. 3. d. 1. 直径又は長軸の長さが 0.15m 超 1 m 以下のものであって、角加速度が 2 ラジアン/秒² を超えるもの；又は

d. 3. d. 2. 直径又は長軸の長さが 1 m を超えるものであって、角加速度が 0.5 ラジアン/秒² を超えるもの；

d. 4. [Reserved]

e. ‘非球面光学素子’であって、次のすべてに該当するもの；

e. 1. 光学的開口の最大寸法が 400mm を超えるもの；

e. 2. 1mm 以上のサンプリング長さにおける表面粗さの 2 乗平均が 1nm 未満のもの；及び K

e. 3. 25°C の温度における線膨張係数の絶対値が温度 1 度当たり $3 \times 10^{-6} / K$ 未満のもの。

Technical Note:

1. [この ECCN の関連定義欄を参照のこと]

2. 光学素子が規制値を満たすか超える意図を持って設計又は製造されていない限り、製造者は、6A004. e. 2 にリストされる表面粗さを測定する必要

はない。

注：6A004. e は、‘非球面光学素子’であって、次のいずれかに該当するものについては規制しない；

a. 光学的開口の最大寸法が 1m 未満のものであって、焦点距離と光学的開口の最大寸法の比が 4.5 : 1 以上のもの；

b. 光学的開口の最大寸法が 1m 以上のものであって、焦点距離と光学的開口の最大寸法の比が 7 : 1 以上のもの；

c. フレネル、フライアイ、ストライプ、プリズム又は回折型の光学素子として設計されたもの；

d. ほうけい酸ガラスを用いたものであって、25°C の温度において線膨張係数が $2.5 \times 10^{-6} / K$ を超えるもの；又は

e. エックス線用の光学素子であって、内側に反射鏡を有するもの (例えば、管状の反射鏡)。

f. 波面測定装置であって、次のすべてに該当するもの；

f. 1. ‘フレーム速度’が 1kHz 以上のもの；かつ

f. 2. 波面精度が設計された波長において $\lambda / 20$ 以下の (良い) もの。

Technical Note :

6A004. f でいうところにおいて、‘フレーム速度’は、‘フォーカルプレーンアレー’のすべての“有効画素数”が波面測定装置の光学系により映し出される記録画像用に統合される周波数をいう。

6A005 “レーザー発振器”、“部分品”及び光学装置であって、次のいずれかに該当するもの (規制品目リスト参照) (原子力規制委員会の輸出許可権限の対象となる品目 (10 CFR part 110 参照) を除く)

許可要求事項

規制理由：NS、NP、AT

Control (s)

Country Chart

(§ 738 付則 1 参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

NP は、6A005. a. 2、a. 3、a. 4、NP Column 1

b. 2. b、b. 3、b. 4、b. 6. c、c. 1. b、

c. 2. b、d. 2、d. 3. c、又は d. 4. c で

規制されるレーザー発振器であつ

て、6A205 で規定される技術パラメータに合致するか超えるものに適用される。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1 リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740 を参照のこと）

LVS: NP 品目には適用できない。

その他のすべての品目については \$3,000

GBS: 6A005. b. 6. d. 2 で規制されるネオジウムを添加した“レーザー発振器”（ネオジウムガラスレーザー発振器を除く）（6A005. b. 6. d. 2. b を除く）であって、1000nm 超 1,100nm 以下の波長範囲で使用するよう設計したもののうち、“平均出力”又は持続波の定格出力が 2kW 以下で、かつ、パルス励起多重横モード（“キュースイッチを用いたもの”でないもの）又は連続励起多重横モードで作動するもの；

6A005. c. 1、c. 2 及び c. 3 で規制される色素レーザー発振器及び液体“レーザー発振器”（“パルス幅”が 100 ナノ秒未満の場合、単一縦モードのパルスを発振する発振器であって、平均出力が 1W を超え、かつ、パルス繰り返し速度が 1kHz を超えるものを除く）；

6A005. d. 2 で規制される一酸化炭素 (CO) “レーザー発振器”であって、持続波の単一又は多重の最大定格出力が 10kW 以下のもの；

6A005. d. 3 で規制される二酸化炭素 (CO₂) 又は一酸化炭素／二酸化炭素 (CO/CO₂) “レーザー発振器”であって、9,000nm から 1,100nm の波長範囲で使用するよう設計したもののうち、1 パルス当たり 2 ジュール以下のパルスを発振するもので、かつ、単一又は多重の最大定格平均出力が 5kW 以下のもの；

6A005. d. 3 で規制される二酸化炭素 (CO₂) “レーザー発振器”であって、持続波の多重横モードで発振するもののうち、持続波の出力が 15kW 以下のもの

並びに 6A005. f. 1。

CIV: 6A005. b. 6. d. 2 で規制されるネオジウムを添加した“レーザー発振器”（ネオジウムガラスレーザー発振器を除く）（6A005. b. 6. d. 2. b を除く）であって、1000nm 超 1,100nm 以下の波長範囲で使用するよう設計したもののうち、“平均出力”又は持続波の定格出力が 2kW 以下で、かつ、パルス励起多重横モード（“キュースイッチを用いたもの”でないもの）又は連続励起多重横モードで作動するもの；

6A005. c. 1、c. 2 及び c. 3 で規制される色素レーザー発振器及び液体“レーザー発振器”（“パルス幅”が 100 ナノ秒未満の場合、単一縦モードのパルスを発振する発振器であって、平均出力が 1W を超え、かつ、パルス繰り返し速度が 1kHz を超えるものを除く）；

6A005. d. 2 で規制される一酸化炭素 (CO) “レーザー発振器”であって、持続波の単一又は多重の最大定格出力が 10kW 以下のもの；

6A005. d. 3 で規制される二酸化炭素 (CO₂) 又は一酸化炭素／二酸化炭素 (CO/CO₂) “レーザー発振器”であって、9,000nm から 1,100nm の波長範囲で使用するよう設計したもののうち、1 パルス当たり 2 ジュール以下のパルスを発振するもので、かつ、単一又は多重の最大定格平均出力が 5kW 以下のもの；

6A005. d. 3 で規制される二酸化炭素 (CO₂) “レーザー発振器”であって、持続波の多重横モードで発振するもののうち、持続波の出力が 15kW 以下のもの

並びに 6A005. f. 1。

規制品目リスト

関連規制：

- (1) このエントリーで規制される品目に係る“ソフトウェア”については ECCN 6D001 を参照のこと。
- (2) このエントリーで規制される品目に係る技術については ECCN 6E001 (“開発”)、6E002 (“製造”)、及び 6E201 (“使用”) を参照のこと。
- (3) ECCN 6A205 及び 6A995 も参照のこと。

(4) リソグラフィ装置のために“特別に設計された”エキシマー“レーザー発振器”については、3B001を参照のこと。

(5) 同位元素の分離で使用するために“特別に設計された”又は製造された”レーザー発振器”については、原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である(10 CFR part 110参照)。

(6) ITARの対象となるレーザー発振器システムについては、USMLのカテゴリーXII(b)及び(e)を参照のこと。

(7) ITARの対象となる特定のレーザーを使った指向性エネルギー兵器システムについては、USMLのカテゴリーXIIIを参照のこと。

関連定義：

(1) 'Wall-plug efficiency 《ウォールプラグ効率》'は、“レーザー発振器”(電源、電力調整器、温度調整器、熱交換器を含む)を動作させるために必要な総電気入力電源に対する“レーザー発振器”の定格出力(又は“平均出力”)の比率をいう(6A005. a. 6. b. 1及び6A005. b. 6を参照のこと)；

(2) '非繰返しパルスを発振する'は、単一出力パルス又はパルス間隔が1分を超えるパルスを発振する“レーザー発振器”を指す(6A005の注2及び6A005. d. 6を参照のこと)。

品目：

注：

1. “パルスレーザー発振器”には、持続波(CW)にパルス励起を重畳させたモードで動作するものを含む。

2. エキシマ“レーザー発振器”、半導体“レーザー発振器”、化学“レーザー発振器”、CO“レーザー発振器”、CO2“レーザー発振器”、及び'非繰返しパルスを発振する'ネオジウムガラス“レーザー発振器”は、6A005. dでのみ指定される。

Technical Note：'非繰返しパルスを発振する'は、単一出力パルス又はパルス間隔が1分を超えるパルスを発振する“レーザー発振器”を指す。

3. 6A005にはファイバー“レーザー発振器”を含む。

4. 周波数変換(波長変換をいい、一つの“レーザー発振器”がもう一つの“レーザー発振器”を励起する方法を除く)を組み込んだ“レーザー発振器”

の規制ステータスは、周波数変換が行われる前の光源としての“レーザー発振器”と周波数変換が行われた光出力のそれぞれについての規制パラメータを適用することによって決定される。

5. 6A005は、次のいずれかに該当する“レーザー発振器”については規制しない：

- a. 定格出力が20ジュール未満のルビー“レーザー発振器”；
- b. 窒素“レーザー発振器”；
- c. クリプトン“レーザー発振器”。

a. “波長可変”“レーザー発振器”以外の持続波”(CW)レーザー発振器”であって、次のいずれかに該当するもの：

a. 1. 150nm未満の波長範囲で使用するよう設計したものであって、定格出力が1Wを超えるもの；

a. 2. 150nm以上510nm以下の波長範囲で使用するよう設計したものであって、定格出力が30Wを超えるもの；

注：6A005. a. 2は、アルゴン“レーザー発振器”であって、定格出力が50W以下のものについては規制しない。

a. 3. 510nm超540nm以下の波長範囲で使用するよう設計したものであって、次のいずれかに該当するもの：

a. 3. a. 単一横モードで発振するものであって、定格出力が50Wを超えるもの；又は

a. 3. b. 多重横モードで発振するものであって、定格出力が150Wを超えるもの；

a. 4. 540nm超800nm以下の波長範囲で使用するよう設計したものであって、定格出力が30Wを超えるもの；

a. 5. 800nm超975nm以下の波長範囲で使用するよう設計したものであって、次のいずれかに該当するもの：

a. 5. a. 単一横モードで発振するものであって、定格出力が50Wを超えるもの；又は

a. 5. b. 多重横モードで発振するものであって、定格出力が80Wを超えるもの；

a. 6. 975nm超1,150nm以下の波長範囲で使用するよう設計したものであって、次のいずれかに該当

するもの :

a. 6. a. 単一横モードで発振するものであって、定格出力が 500W を超えるもの ; 又は

a. 6. b. 多重横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの :

a. 6. b. 1. 'ウォールプラグ効率' が 18% を超えるものであって、定格出力が 500W を超えるもの ; 若しくは

a. 6. b. 2. 定格出力が 2kW を超えるもの ;

注 1 : 6A005. a. 6. b は、多重横モードで発振する産業用“レーザー発振器”であって、定格出力が 2kW 超 6kW 以下のもののうち、総重量が 1,200kg を超えるものについては規制しない。この注釈でいうところの総重量には、“レーザー発振器”を機能させるために必要なすべての“部分品”（例えば、“レーザー発振器”、電源、熱交換器）を含むが、ビーム調整及び又は到達のための外部の光学器械又は光学部品を除く。

注 2 : 6A005. a. 6. b は、多重横モードで発振する産業用“レーザー発振器”であって、次のいずれかに該当するものには適用されない :

a. 定格出力が 500W 超 1kW 以下のものであって、次のすべてに該当するもの :

1. ビームパラメータ積 (BPP) が、0.7mm・mrad 超のもの ; かつ

2. '輝度' [brightness] が、1024W 毎平方ミリメートル毎平方ミリラジアン以下のもの ;

b. 定格出力が 1kW 超 1.6kW 以下のものであって、BPP が 1.25mm・mrad を超えるもの ;

c. 定格出力が 1.6kW 超 2.5kW 以下のものであって、BPP が 1.7mm・mrad を超えるもの ;

d. 定格出力が 2.5kW 超 3.3kW 以下のものであって、BPP が 2.5mm・mrad を超えるもの ;

e. 定格出力が 3.3kW 超 4kW 以下のものであって、BPP が 3.5mm・mrad を超えるもの ;

f. 定格出力が 4kW 超 5kW 以下のものであって、BPP が 5mm・mrad を超えるもの ;

g. 定格出力が 5kW 超 6kW 以下のものであって、BPP が 7.2mm・mrad を超えるもの ;

h. 定格出力が 6kW 超 8kW 以下のものであって、BPP が 12mm・mrad を超えるもの ; 又は

i. 定格出力が 8kW 超 10kW 以下のものであって、BPP が 24mm・mrad を超えるもの ;

Technical Note : 6A005. a. 6. b の注 2(a) (2) であるところにおいて、'輝度' [brightness] は、“レーザー発振器”の定格出力値をビームパラメータ積 (BPP) の二乗で除した値 (すなわち、(出力/BPP²)) として定義される。

a. 7. 1, 150nm 超 1,555nm 以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの :

a. 7. a. 単一横モードで発振するものであって、定格出力が 50W を超えるもの ; 又は

a. 7. b. 多重横モードで発振するものであって、定格出力が 80W を超えるもの ;

a. 8. 1,555nm 超 1,850nm 以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、定格出力が 1W を超えるもの ;

a. 9. 1,850nm 超 2,100nm 以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの :

a. 9. a. 単一横モードで発振するものであって、定格出力が 1W を超えるもの ; 若しくは

a. 9. b. 多重横モードで発振するものであって、定格出力が 120W を超えるもの ; 又は

a. 10. 2,100nm を超える波長範囲で使用するように設計したものであって、定格出力が 1W を超えるもの ;

b. “波長可変” “レーザー発振器” 以外の “パルスレーザー発振器” 《パルス幅が 0.25 秒以下のレーザー発振器》であって、次のいずれかに該当するもの :

b. 1. 150nm 未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの :

b. 1. a. 1 パルス当たり 50mJ を超えるパルスを発振し、かつ、“ピーク出力” が 1W を超えるもの ; 又は

b. 1. b. “平均出力” が 1W を超えるもの ;

b. 2. 150nm 以上 510nm 以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの :

b. 2. a. 1 パルス当たり 1.5J を超えるパルスを発振し、かつ、“ピーク出力” が 30W を超えるもの ;

又は

b. 2. b. “平均出力”が 30W を超えるもの；

注：6A005. b. 2. b は、アルゴン“レーザー発振器”であって、平均出力が 50W 以下のものについては規制しない。

b. 3. 510nm 超 540nm 以下の波長範囲で使用するよう設計したものであって、次のいずれかに該当するもの：

b. 3. a. 単一横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの：

b. 3. a. 1. 1 パルス当たり 1.5J を超えるパルスを発振し、かつ、“ピーク出力”が 50W を超えるもの；又は

b. 3. a. 2. “平均出力”が 50W を超えるもの；

又は

b. 3. b. 多重横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの：

b. 3. b. 1. 1 パルス当たり 1.5J を超えるパルスを発振し、かつ、“ピーク出力”が 150W を超えるもの；又は

b. 3. b. 2. “平均出力”が 150W を超えるもの；

b. 4. 540nm 超 800nm 以下の波長範囲で使用するよう設計したものであって、次のいずれかに該当するもの：

b. 4. a. 1 p 秒未満の“パルス幅”のパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの：

b. 4. a. 1. 1 パルス当たり 0.005 J を超えるパルスを発振するものであって、“ピーク出力”が 5 GW を超えるもの；又は

b. 4. a. 2. “平均出力”が 20W を超えるもの；

b. 4. b. 1 p 秒以上の“パルス幅”のパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの：

b. 4. b. 1. 1 パルス当たり 1.5 J を超えるパルスを発振するものであって、“ピーク出力”が 30 W を超えるもの；又は

b. 4. b. 2. “平均出力”が 30 W を超えるもの；

b. 5. 800nm 超 975nm 以下の波長範囲で使用するよう設計したものであって、次のいずれかに該当するもの：

b. 5. a. 1 p 秒未満の“パルス幅”のパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの：

b. 5. a. 1. 1 パルス当たり 0.005 J を超えるパルスを発振し、かつ、“ピーク出力”が 5 GW を超えるもの；又は

b. 5. a. 2. 単一横モードで発振するものであって、“平均出力”が 20W を超えるもの；

b. 5. b. 1p 秒以上 1 μ 秒以下の“パルス幅”のパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの：

b. 5. b. 1. 1 パルス当たり 0.5J を超えるパルスを発振するものであって、“ピーク出力”が 50W を超えるもの；

b. 5. b. 2. 単一横モードで発振するものであって、“平均出力”が 20W を超えるもの；若しくは

b. 5. b. 3. 多重横モードで発振するものであって、“平均出力”が 50W を超えるもの；又は

b. 5. c. 1 μ 秒を超える“パルス幅”のパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの：

b. 5. c. 1. 1 パルス当たり 2J を超えるパルスを発振するものであって、“ピーク出力”が 50W を超えるもの；

b. 5. c. 2. 単一横モードで発振するものであって、“平均出力”が 50W を超えるもの；若しくは

b. 5. c. 3. 多重横モードで発振するものであって、“平均出力”が 80W を超えるもの；

b. 6. 975nm 超 1,150nm 以下の波長範囲で使用するよう設計したものであって、次のいずれかに該当するもの：

b. 6. a. 1 p 秒未満の“パルス幅”のパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの：

b. 6. a. 1. “ピーク出力”が 1 パルス当たり 2 GW を超えるもの；

b. 6. a. 2. “平均出力”が 30W を超えるもの；若しくは

b. 6. a. 3. 1 パルス当たり 0.002 J を超えるパルスを発振するもの；

b. 6. b. 1p 秒以上 1n 秒未満の“パルス幅”のパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの：

b. 6. b. 1. “ピーク出力”が 1 パルス当たり 5GW を超えるもの；

- b. 6. b. 2. “平均出力”が 50W を超えるもの；若しくは
- b. 6. b. 3. 1 パルス当たり 0.1J を超えるパルスを発振するもの；
- b. 6. c. 1ns 以上 1 μ s 以下の“パルス幅”のパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの：
- b. 6. c. 1. 単一横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの：
- b. 6. c. 1. a. “ピーク出力”が 100MW を超えるもの；
- b. 6. c. 1. b. “平均出力”が 20W を超えるものであって、最大パルス繰り返し周波数が 1kHz 以下になるように設計したもの；
- b. 6. c. 1. c. ‘ウォールプラグ効率’が 12% を超えるものであって、“平均出力”が 100W を超えるもののうち、パルス繰り返し周波数が 1kHz を超えて作動するもの；
- b. 6. c. 1. d. “平均出力”が 150W を超えるものであって、パルス繰り返し周波数が 1kHz を超えて作動するもの；若しくは
- b. 6. c. 1. e. 1 パルス当たり 2J を超えるパルスを発振するもの；又は
- b. 6. c. 2. 多重横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの：
- b. 6. c. 2. a. “ピーク出力”が 400MW を超えるもの；
- b. 6. c. 2. b. ‘ウォールプラグ効率’が 18% を超えるものであって、“平均出力”が 500W を超えるもの；
- b. 6. c. 2. c. “平均出力”が 2kW を超えるもの；若しくは
- b. 6. c. 2. d. 1 パルス当たり 4J を超えるパルスを発振するもの；又は
- b. 6. d. 1 μ s を超える“パルス幅”のパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの：
- b. 6. d. 1. 単一横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの：
- b. 6. d. 1. a. “ピーク出力”が 500kW を超えるもの；
- b. 6. d. 1. b. ‘ウォールプラグ効率’が 12% を超えるものであって、“平均出力”が 100W を超えるもの；若しくは
- b. 6. d. 1. c. “平均出力”が 150W を超えるもの；又は
- b. 6. d. 2. 多重横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの：
- b. 6. d. 2. a. “ピーク出力”が 1MW を超えるもの；
- b. 6. d. 2. b. ‘ウォールプラグ効率’が 18% を超えるものであって、“平均出力”が 500W を超えるもの；若しくは
- b. 6. d. 2. c. “平均出力”が 2kW を超えるもの；
- b. 7. 1, 150nm 超 1, 555nm 以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの：
- b. 7. a. 1 μ s 以下の“パルス幅”のパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの：
- b. 7. a. 1. 1 パルス当たり 0.5J を超えるパルスを発振し、かつ、“ピーク出力”が 50W を超えるもの；
- b. 7. a. 2. 単一横モードで発振するものであって、“平均出力”が 20W を超えるもの；若しくは
- b. 7. a. 3. 多重横モードで発振するものであって、“平均出力”が 50W を超えるもの；又は
- b. 7. b. 1 μ s を超える“パルス幅”のパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの：
- b. 7. b. 1. 1 パルス当たり 2J を超えるパルスを発振し、かつ、“ピーク出力”が 50W を超えるもの；
- b. 7. b. 2. 単一横モードで発振するものであって、“平均出力”が 50W を超えるもの；若しくは
- b. 7. b. 3. 多重横モードで発振するものであって、“平均出力”が 80W を超えるもの；又は
- b. 8. 1, 555nm 超 1, 850nm 以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの：
- b. 8. a. 1 パルス当たり 100mJ を超えるパルスを発振し、かつ、“ピーク出力”が 1W を超えるもの；又は
- b. 8. b. “平均出力”が 1W を超えるもの；

b. 9. 1, 850nm 超 2, 100nm 以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの :

b. 9. a. 単一横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの :

b. 9. a. 1. 1 パルス当たり 100mJ を超えるパルスを発振し、かつ、“ピーク出力”が 1W を超えるもの ; 若しくは

b. 9. a. 2. “平均出力”が 1W を超えるもの ; 又は

b. 9. b. 多重横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの :

b. 9. b. 1. 1 パルス当たり 100mJ を超えるパルスを発振し、かつ、“ピーク出力”が 10kW を超えるもの ; 若しくは

b. 9. b. 2. “平均出力”が 120W を超えるもの ; 又は

b. 10. 2, 100nm を超える波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの :

b. 10. a. 1 パルス当たり 100mJ を超えるパルスを発振し、かつ、“ピーク出力”が 1W を超えるもの ; 若しくは

b. 10. b. “平均出力”が 1W を超えるもの ;

c. “波長可変”レーザー発振器”であって、次のいずれかに該当するもの :

c. 1. 600nm 未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの :

c. 1. a. 1 パルス当たり 50mJ を超えるパルスを発振し、かつ、“ピーク出力”が 1W を超えるもの ; 若しくは

c. 1. b. 平均出力又は持続波の定格出力が 1W を超えるもの ;

注 : 6A005. c. 1 は、色素レーザー発振器”又はその他の液体レーザー発振器”であって、多重横モードで発振し、かつ、150nm 以上 600nm 以下の波長範囲で使用するように設計したもののうち、次のすべてに該当するものについては適用されない :

1. 1 パルス当たり 1.5J 未満のパルスを発振するもの若しくは“ピーク出力”が 20W 未満のもの ; かつ

2. 平均出力又は持続波の定格出力が 20W 未満のもの。

c. 2. 600nm 以上 1, 400nm 以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの :

c. 2. a. 1 パルス当たり 1J を超えるパルスを発振し、かつ、“ピーク出力”が 20W を超えるもの ; 若しくは

c. 2. b. 平均出力又は持続波の定格出力が 20W を超えるもの ; 又は

c. 3. 1, 400nm を超える波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの :

c. 3. a. 1 パルス当たり 50mJ を超えるパルスを発振し、かつ、“ピーク出力”が 1W を超えるもの ; 若しくは

c. 3. b. 平均出力又は持続波の定格出力が 1W を超えるもの ;

d. その他の“レーザー発振器”であって、次のいずれかに該当するもの (6A005. a, 6A005. b 又は 6A005. c で規制されるものを除く) :

d. 1. 半導体レーザー発振器”であって、次のいずれかに該当するもの :

注 :

1. 6A005. d. 1 には、光出力コネクタを有する半導体レーザー発振器”を含む (例えば、ピグテイル型光ファイバー)。

2. 他の装置のために“特別に設計した”半導体レーザー発振器”の規制ステータスは、当該他の装置の規制ステータスによって決定される。

d. 1. a. 単一横モードで発振する単一の半導体レーザー発振器”であって、次のいずれかに該当するもの :

d. 1. a. 1. 1, 510nm 以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が 1.5W を超えるもの ; 又は

d. 1. a. 2. 1, 510nm を超える波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が 500mW を超えるもの ;

d. 1. b. 多重横モードで発振する単一の半導体

“レーザー発振器”であって、次のいずれかに該当するもの：

d. 1. b. 1. 1,400 nm 未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が 15W を超えるもの；

d. 1. b. 2. 1,400 nm 以上 1,900 nm 未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が 2.5W を超えるもの；又は

d. 1. b. 3. 1,900 nm 以上の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が 1W を超えるもの；

d. 1. c. 単一の半導体“レーザー”‘バー’であって、次のいずれかに該当するもの：

d. 1. c. 1. 1,400 nm 未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が 100W を超えるもの；

d. 1. c. 2. 1,400 nm 以上 1,900 nm 未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が 25W を超えるもの；又は

d. 1. c. 3. 1,900 nm 以上の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が 10W を超えるもの；

d. 1. d. 半導体“レーザー”‘スタックアレー’（二次元アレー）であって、次のいずれかに該当するもの：

d. 1. d. 1. 1,400nm 未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの：

d. 1. d. 1. a. 総平均出力若しくは持続波の総定格出力が 3kW 未満であって、平均’出力密度’若しくは持続波の定格’出力密度’が 500 W/cm² を超えるもの；

d. 1. d. 1. b. 総平均出力若しくは持続波の総定格出力が 3kW 以上 5kW 以下であって、平均’出力密度’若しくは持続波の定格’出力密度’が 350 W/cm² を超えるもの；

d. 1. d. 1. c. 総平均出力若しくは持続波の総定格出力が 5kW を超えるもの；

d. 1. d. 1. d. ピークパルス’出力密度’が

2,500 W/cm² を超えるもの；又は

注：6A005. d. 1. d. 1. d は、エピタキシャル成長によって形成されたモノリシックデバイスには適用されない。

d. 1. d. 1. e. 空間的に干渉し得る波の総平均出力若しくは持続波の総定格出力が 150W を超えるもの；

d. 1. d. 2. 1,400nm 以上 1,900nm 未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの：

d. 1. d. 2. a. 総平均出力若しくは持続波の総定格出力が 250W 未満であって、平均’出力密度’若しくは持続波の定格’出力密度’が 150 W/cm² を超えるもの；

d. 1. d. 2. b. 総平均出力若しくは持続波の総定格出力が 250W 以上 500W 以下であって、平均’出力密度’若しくは持続波の定格’出力密度’が 50 W/cm² を超えるもの；

d. 1. d. 2. c. 総平均出力若しくは持続波の総定格出力が 500W を超えるもの；

d. 1. d. 2. d. ピークパルス’出力密度’が 500 W/cm² を超えるもの；又は

注：6A005. d. 1. d. 2. d は、エピタキシャル成長によって形成されたモノリシックデバイスには適用されない。

d. 1. d. 2. e. 空間的に干渉し得る波の総平均出力若しくは持続波の総定格出力が 15W を超えるもの；

d. 1. d. 3. 1,900nm 以上の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの：

d. 1. d. 3. a. 平均’出力密度’若しくは持続波の定格’出力密度’が 50 W/cm² を超えるもの；

d. 1. d. 3. b. 総平均出力若しくは持続波の総定格出力が 10W を超えるもの；又は

d. 1. d. 3. c. 空間的に干渉し得る波の総平均出力若しくは持続波の総定格出力が 1.5W を超えるもの；又は

d. 1. d. 4. 6A005. d. 1. c で指定される半導体“レーザー”‘バー’を少なくとも 1 以上含むもの；

Technical Note：6A005. d. 1. d でいうところにお

いて、'出力密度'は、“レーザー発振器”の総出力を'スタックアレー'の出力表面積で除したものをいう。

d. 1. e. 半導体“レーザー”'スタックアレー' (6A005. d. 1. d. で指定されるものを除く) であって、次のすべてに該当するもの：

d. 1. e. 1. より大きな'スタックアレー'を形成するために、他の半導体レーザー'スタックアレー'と結合するように“特別に設計”又は改造したもの；かつ

d. 1. e. 2. 他の半導体レーザー'スタックアレー'と電子回路及び冷却ユニットを共有するための接合部を有するもの；

注 1：6A005. d. 1. e で指定される半導体“レーザー”'スタックアレー'を結合することによって形成された'スタックアレー'であって、当該半導体をさらに結合又は改造するように設計していないものは、6A005. d. 1. d で指定される。

注 2：6A005. d. 1. e で指定される半導体“レーザー”'スタックアレー'を結合することによって形成された'スタックアレー'であって、当該半導体をさらに結合又は改造するように設計したものは、6A005. d. 1. e で指定される。

注 3：6A005. d. 1. e は、単一の'バー'のモジュール式の組立品であって、両端を積み重ねた一次元アレーに組み立てるように設計したものは適用されない。

Technical Notes：

1. 半導体“レーザー発振器”は、一般に“レーザー”ダイオードと呼ばれている。
2. 'バー' (半導体“レーザー”'バー'、“レーザー”ダイオード'バー'又はダイオード'バー'とも呼ばれる) は、複数の半導体レーザーダイオードを1次元のアレーに配列させたものをいう。
3. 'スタックアレー'は、半導体レーザーダイオードの2次元のアレーを形成するように複数の半導体レーザーバーにより構成されたものをいう。

d. 2. 一酸化炭素 (CO) “レーザー発振器”であって、次のいずれかに該当するもの：

d. 2. a. 一パルス当たり 2J を超えるパルスを発振し、かつ、“ピーク出力”が 5kW を超えるもの；又は

d. 2. b. 平均出力又は持続波の定格出力が 5kW を超えるもの；

d. 3. 二酸化炭素 (CO₂) “レーザー発振器”であって、次のいずれかに該当するもの：

d. 3. a. 持続波の定格出力が 15kW を超えるもの；

d. 3. b. 10 μ s を超える“パルス幅”でパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの：

d. 3. b. 1. 平均出力が 10kW を超えるもの；若しくは

d. 3. b. 2. “ピーク出力”が 100kW を超えるもの；又は

d. 3. c. 10 μ s 以下の“パルス幅”でパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの：

d. 3. c. 1. 一パルス当たり 5J を超えるパルスを発振するもの；若しくは

d. 3. c. 2. 平均出力が 2.5kW を超えるもの；

d. 4. エキシマー“レーザー発振器”であって、次のいずれかに該当するもの：

d. 4. a. 150nm 以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの：

d. 4. a. 1. 一パルス当たり 50mJ を超えるパルスを発振するもの；若しくは

d. 4. a. 2. 平均出力が 1W を超えるもの；

d. 4. b. 150nm 超 190nm 以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの：

d. 4. b. 1. 一パルス当たり 1.5J を超えるパルスを発振するもの；若しくは

d. 4. b. 2. 平均出力が 120W を超えるもの；

d. 4. c. 190nm 超 360nm 以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの：

d. 4. c. 1. 一パルス当たり 10J を超えるパルスを発振するもの；若しくは

d. 4. c. 2. 平均出力が 500W を超えるもの；又は

d. 4. d. 360nm を超える波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの：

d. 4. d. 1. 一パルス当たり 1.5J を超えるパルスを発振するもの；若しくは

d. 4. d. 2. 平均出力が 30W を超えるもの；

注：リソグラフィ装置のために“特別に設計された”エキシマー“レーザー発振器”については、3B001 を参照のこと。

d. 5. 化学“レーザー発振器”であって、次のいずれかに該当するもの：

d. 5. a. ふっ化水素 (HF) “レーザー発振器”；

d. 5. b. ふっ化重水素 (DF) レーザー発振器；

d. 5. c. ‘トランスファレーザー発振器’ ~~トランスファレーザー発振器~~であって、次のいずれかに該当するもの：

d. 5. c. 1. 酸素からの励起移動によって励起するように設計したよう素 (O_2-I) “レーザー発振器”；

d. 5. c. 2. ふっ化重水素からの励起移動によって励起するように設計した二酸化炭素 ($DF-CO_2$) “レーザー発振器”；

Technical Note：

‘トランスファレーザー発振器’とは、レーザー動作をする原子又は分子が、レーザー動作をしていない原子又は分子と衝突することによるエネルギー移動により、励起種となるレーザー発振器をいう。

d. 6. ‘非繰返しパルスを発振する’ネオジウム (Nd) ガラス“レーザー発振器”であって、次のいずれかに該当するもの：

d. 6. a. $1\mu s$ 以下の“パルス幅”でパルスを発振し、かつ、1パルス当たり 50J を超えるパルスを発振するもの；又は

d. 6. b. $1\mu s$ を超える“パルス幅”でパルスを発振し、かつ、1パルス当たり 100J を超えるパルスを発振するもの；

e. レーザー発振器の“部分品”であって、次のいずれかに該当するもの：

e. 1. 反射鏡であって、‘強制冷却’又はヒートパイプ冷却のいずれかにより冷却するように設計したもの；

Technical Note: ‘強制冷却’は、光からの熱を取り除くために光学部分品の内層面内（通常、鏡面下 1mm 未満の位置）に流体を流すことにより光学“部分品”

を冷却する技術である。

e. 2. 反射鏡又は透過性を有する（部分的に透過する場合を含む）光学部品若しくは電気光学部品（融着型テーパーファイバーコンバイナー及び多層膜誘電体グレーティング (MLD) を除く）であって、規制される“レーザー発振器”に使用するように特別に設計されたもの；

6A005. e. 2 の注: ファイバーコンバイナー及び MLD は、6A005. e. 3 で指定される。

e. 3. ファイバー“レーザー発振器”の“部分品”であって、次のいずれかに該当するもの：

e. 3. a. 入出力ともにマルチモードファイバーを用いた融着型テーパーファイバーコンバイナーであって、次のすべてに該当するもの：

e. 3. a. 1. 1,000W を超える総定格平均出力又は持続波の総定格出力（もし存在する場合、シングルモードコアを通して伝送される出力を除く）における挿入損失が 0.3dB 以下に維持されるもの；かつ

e. 3. a. 2. 入力ファイバーの数が 3 以上のもの；

e. 3. b. 入力にシングルモードファイバーを、出力にマルチモードファイバーを用いた融着型テーパーファイバーコンバイナーであって、次のすべてに該当するもの：

e. 3. b. 1. 4,600W を超える総定格平均出力又は持続波の総定格出力における挿入損失が 0.5dB 未満に維持されるもの；

e. 3. b. 2. 入力ファイバーの数が 3 以上のもの；かつ

e. 3. b. 3. 次のいずれかに該当するもの：

e. 3. b. 3. a. 入力ファイバーの数が 5 以下であって、出力におけるビームパラメータ積 (BPP) が、1.5mm ミリラジアン以下のもの；又は

e. 3. b. 3. b. 入力ファイバーの数が五を超えるものであって、出力における BPP が、2.5mm ミリラジアン以下のもの；

e. 3. c. MLD であって、次のすべてに該当するもの：

e. 3. c. 1. 5 以上のファイバー“レーザー発振器”のビームをスペクトル的又はコヒーレント的

に結合するために設計されたもの；かつ

e. 3. c. 2. 持続波“レーザー”損傷閾値 (LIDT) が、10 kW/cm² 以上のもの。

f. 光学装置であって、次のいずれかに該当するもの：

注意：開口共用の光学素子であって、“超高出力レーザー発振器”(“SHPL”)用に使用することができるものについては、米国軍需品リストを参照のこと (22 CFR part 121)。

f. 1. [Reserved]

注意：以前 6A005. f. 1 で指定されていた品目については、6A004. f を参照のこと。

~~f. 1. 動的波面（位相）測定装置であって、レーザー光の波面の位相を50箇所以上測定することができるもののうち、次のいずれかに該当するもの；~~

~~f. 1. a. フレーム速度が100Hz以上で、かつ、位相識別能がレーザー光の波長の5%以下のもの；又は~~

~~f. 1. b. フレーム速度が1,000Hz以上で、かつ、位相識別能がレーザー光の波長の20%以下のもの；~~

f. 2. “レーザー発振器”の試験装置であって、超高出力レーザー発振器“SHPL”のビームの振れ角の誤差を測定するために“特別に設計した”もののうち、“精度”が 10 μrad (マイクロラジアン) 以下の(良い)もの；~~ビームの振れ角の10マイクロラジアン以下の誤差を測定することができるもの；~~

~~f. 3. フェーズドアレイ型の超高出力レーザー発振器“SHPL”のために“特別に設計した”光学装置及び“部分品”であって、設計された波長の10分の1(λ/10)又は0.1μm(いずれか小さい方)以下の“精度”でコヒーレント光を合成するためのもの；~~

f. 3. フェーズドアレイ型の超高出力レーザー発振器“SHPL”の光学装置及び“部分品”であって、コヒーレント光を合成するために“特別に設計した”ものうち、次のいずれかに該当するもの：

f. 3. a. 1 μm 超の波長における“精度”が、0.1 μm 以下のもの；又は

f. 3. b. 1 μm 以下の波長における“精度”が、使用する波長の10分の1(λ/10)以下の(良い)もの；

f. 4. プロジェクションテレスコープであって、超高出力レーザー発振器“SHPL”と組み合わせて使用するように“特別に設計した”もの；

g. ‘レーザー光を利用して音声を探知する装置’であって、次のすべてに該当するもの：

g. 1. “レーザー発振器”の持続波の定格出力が20mW 以上のもの；

g. 2. “レーザー発振器”の周波数の安定度が10MHz 以下の(良い)もの；

g. 3. “レーザー発振器”の波長範囲が1,000nm 以上2,000nm 以下のもの；

g. 4. 光学系の分解能が1nm 未満の(良い)もの；
かつ

g. 5. 光信号対雑音比が1,000 以上のもの。

Technical Note： “レーザー光を利用して音声を探知する装置”は、“レーザー”マイクロフォン又はパーティクルフロー探知式マイクロフォンともいう。

6A006 “磁力計”、“磁場勾配計”、“イントリンシック型の磁場勾配計”、“水中電場センサー”、“校正装置”及びこれらのために“特別に設計した”“部分品”であって、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由：NS、AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743.1を参照のこと。
リストに基づく許可例外(すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS:\$1500 ; (6A006. a. 1 ; 6A006. a. 2 で定める“磁力計”及びサブシステムであって、光ポンプ又は核磁気共鳴(陽子/オーバーハウザー)“技術を用いたものうち、“感度”が2ピコテスラ(帯域周波数の平方根当たりで表した実効値)未満の(良い)もの；6A006. d. 並びに 6A006. e には適用できない。)

GBS:適用できない。

CIV:適用できない。

STAIについての特別な条件

STA : 次のいずれかに掲げる貨物の、カントリーグループ A:6 (EAR § 740 付則 1 参照) にリストされている仕向地への出荷には、許可例外 STA を使用してはならない :

6A006. a. 1 ; 又は

6A006. a. 2 ; 又は

6A006. c. 1 (“磁場勾配計”であって、6A006. a. 1 若しくは 6. A006. a. 2 で指定される複数の“磁力計”を用いたもの) ; 又は

6A006. d 若しくは. e (水中において磁場又は電場を検知する装置であって、6A006. a. 1 若しくは 6A006. a. 2 で指定される磁力計を組み込んだものに限る)

規制品目リスト

関連規制 : 6A996 も参照のこと。このエントリーは、漁業用途又は医療診断用の生体磁気学的な測定のために“特別に設計した”計器については規制しない。

関連定義 : ナシ

品目 :

a. “磁力計”及びサブシステムであって、次のいずれかに該当するもの :

a. 1. “超伝導”(SQUID)の“技術”を利用した“磁力計”であって、次のいずれかに該当するもの :

a. 1. a. 静止状態で操作するように設計した SQUID システムであって、運動中に生じるノイズを減少させるために“特別に設計した”サブシステムを有しないもののうち、1Hz の周波数における‘感度’ (帯域周波数の平方根当たりで表した実効値) が 50 フェムトテスラ以下の (良い) もの ; 又は

a. 1. b. 運動中に生じるノイズを減少させるために“特別に設計した”SQUID システムであって、1Hz の周波数において運動中の磁力計の‘感度’ (帯域周波数の平方根当たりで表した実効値) が 20 ピコテスラ未満の (良い) もの ;

a. 2. 光ポンプ又は核磁気共鳴 (陽子/オーバーハウザー) の“技術”を利用した“磁力計”であって、1Hz の周波数における‘感度’ (帯域周波数の平方根当たりで表した実効値) が 20 ピコテスラ未満の (良い) もの ;

a. 3. 三軸フラックスゲートの“技術”を利用した“磁力計”であって、1Hz の周波数における‘感度’ (帯域周波数の平方根当たりで表した実効値) が、10 ピコテスラ以下の (良い) もの ;

a. 4. 誘導コイルを用いた“磁力計”であって、‘感度’ (帯域周波数の平方根当たりで表した実効値) が次のいずれかより低い (良い) もの :

a. 4. a. 1 Hz 未満の周波数において 0.05 ナノテスラ ;

a. 4. b. 1 Hz 以上 10Hz 以下の周波数において 0.001 ナノテスラ ; 又は

a. 4. c. 10Hz を超える周波数において 0.0001 ナノテスラ ;

a. 5. 光ファイバーを用いた“磁力計”であって、‘感度’ (帯域周波数の平方根当たりで表した実効値) が 1 ナノテスラ未満の (良い) もの ;

b. 水中電場センサーであって、1 Hz の周波数で測定した場合の‘感度’ (帯域周波数の平方根当たりで表した値) が 8 ナノボルト毎メートル未満の (良い) もの ;

c. “磁場勾配計”であって、次のいずれかに該当するもの :

c. 1. “磁場勾配計”であって、6A006. a で規制される“磁力計”を 2 以上用いたもの ;

c. 2. 光ファイバーを用いた“イントリンシック型の磁場勾配計”であって、磁場勾配の‘感度’ (帯域周波数の平方根当たりで表した実効値) が 0.3 ナノテスラ毎メートル未満の (良い) もの ;

c. 3. 光ファイバー“技術”以外の“技術”を用いた“イントリンシック型の磁場勾配計”であって、磁場勾配の‘感度’ (帯域周波数の平方根当たりで表した実効値) が 0.015 ナノテスラ毎メートル未満の (良い) もの ;

d. 磁気センサー及び水中電場センサーの“校正装置”であって、結果として、6A006. a.、6A006. b. 及び 6A006. c. の規制値と同等以上の性能が得られるもの ; 並びに

e. 水中において磁場又は電場を検知する装置であって、6A006. a で指定される磁力計又は 6A006. b で指定される水中電場センサーを組み込んだもの。

Technical Note : 6A006 でいうところの‘感度’ (ノ

イズレベル)は、機器固有のノイズフロア(測定可能な最も小さい信号)の2乗平均平方根をいう。

6A007 重力計及び重力勾配計であって、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由: NS、MT、AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

MT は、6A007. b 及び . c のうち MT Column 1

6A007. b. 1 及び b. 2 に掲げる精度

に一致又は超える場合に適用され

る。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外(すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS:\$3000; MTには適用できない。

GBS:適用できない。

CIV:適用できない。

規制品目リスト

関連規制: 6A107 及び 6A997 も参照のこと

関連定義: ナシ

品目:

a. 地上用に設計又は改造した重力計であって、静止状態において重力を測定する場合の“精度”が10 μ ガル未満のもの;

注: 6A007. a は、クォーツ素子(ウォルドン)型の地上用の重力計については規制しない。

b. 移動体搭載用に設計した重力計であって、次のすべてに該当するもの:

b. 1. 静止状態において重力を測定する場合の“精度”が0.7ミリガル未満の(良い)もの; 及び

b. 2. 使用状態(作動中)[変動状態]において重力を測定する場合の“精度”が0.7ミリガル未満(良い)で、かつ、運動による影響と付随する調整補正とのいかなる組合せにおいても、測定所要時間が2分未満のもの;

c. 重力勾配計。

6A008 レーダーシステム、装置及び組立品であっ

て、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照)、並びにこれらのために“特別に設計した”部分品”

許可要求事項

規制理由: NS、MT、RS、AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

MT は、航空機搭載用に設計され MT Column 1

た品目であって、MT理由で規制さ

れるシステムで用いることができ

るものに適用される。

RS は、6A008. j. 1 に適用される RS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743.1を参照のこと。

リストに基づく許可例外(すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS:\$5,000; MT 及び 6A008. j. 1 には適用できない。

GBS:Yes (6A008. b、. c 及び 1.1 についてのみ)

CIV:Yes (6A008. b、. c 及び 1.1 についてのみ)

STAについての特別な条件

STA: 6A008. d、6A008. h 又は 6A008. k に掲げる貨物の、カントリーグループ A:6 (EAR § 740 付則 1 参照) にリストされている仕向地への出荷には、許可例外 STA を使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制:

(1) ECCN 6A108 及び 6A998 も参照のこと。とりわけ、ECCN 6A998 は、この ECCN (6A008) の j 項の注で除外される光探知測距装置(LIDAR)を規制している。

(2) ITAR の対象となる特定の LIDAR、レーザー探知測距装置(LADAR)、又はレンジゲートシステムについては、USML のカテゴリ XII (b) を参照のこと。

関連定義: ナシ

品目:

注: 6A008 は次のものは規制しない:

— 二次監視レーダー(SSR);

- 民生用自動車レーダー；
- 解像度が 1mm 当たり 12 本以下の航空管制 (ATC) 用の表示装置又はモニター；
- 気象 (天気) レーダー。

a. 40GHz 以上 230GHz 以下の周波数範囲で使用することができるレーダーであって、次のいずれかに該当するもの：

a. 1. **平均出力** ~~“平均出力”~~が 100mW を超えるもの；又は

a. 2. 距離の位置“精度”が 1m 以下 (良い) であって、方位角の位置“精度”が 0.2° 以下の (良い) もの；

b. 同調可能な帯域の幅が ‘中心周波数’ の ±6.25% を超えるもの；

Technical Note: ‘中心周波数’ は、指定される動作周波数の最大値と最小値の和の 2 分の 1 に等しい。

c. 3 以上の搬送周波数を同時に使用することができるもの；

d. 合成開口レーダー (SAR)、逆合成開口レーダー (ISAR) 又は側方監視レーダー (SLAR) として使用することができるもの；

e. 電子的に走査が可能なアレーアンテナを組み込んだもの；

Technical Note: 電子的に走査が可能なアレーアンテナは、電子的ステアラブルアレーアンテナとしても知られている。

f. 無応答目標の高度を測定することができるもの；

g. 空輸で (気球又は航空機に搭載して) 稼動するために“特別に設計した”ものであって、移動する目標を検出するためにドップラー効果を利用した“信号処理”機能を有するもの；

h. レーダー信号処理を使用するものであって、次のいずれかの技術を利用するもの：

h. 1. “レーダースペクトル拡散”技術；又は

h. 2. “レーダー周波数アジリティ”技術；

i. 地上用のものであって、最大“計測距離”が 185km を超えるもの；

注: 6A008. i は、次のものについては規制しない：

a. 漁場監視レーダー；

b. 航空路の航空管制用に“特別に設計した”地上レーダーであって、次のすべてに該当するもの：

1. 最大“計測距離”が 500km を超えないものの；

2. レーダー目標データがレーダーサイトから 1 以上の民間の航空管制センターへの一方向のみで送信されるように構成されているもの；

3. 航空路の航空管制センターからレーダー走査速度を遠隔操作するための設備を有していないもの；及び

4. 恒久的に設置されるもの；

c. 気象用気球追尾レーダー。

j. “レーザー”レーダー又は光探知測距装置 (ライダー) であって、次のいずれかに該当するもの：

j. 1. “宇宙用に設計したもの”；

j. 2. コヒーレントヘテロダイン検波又はホモダイン検波の技術を利用し、かつ、角度分解能が 20 マイクロラジアン未満の (良い) もの；又は

j. 3. 航空機を使用して測深による沿岸測量を実施するように設計したものであって、国際水路機関 (IHO) が定める水路測量に係る等級 1a 基準 (2008 年 2 月の第 5 版) 或いはそれより良い精度を有し、かつ、400nm 超 600nm 以下の波長範囲で使用する一以上の“レーザー発振器”を用いるもの。

注 1: 測量のために“特別に設計された”ライダー装置は、6A008. j. 3 でのみ指定される。

注 2: 6A008. j は、気象観測用に“特別に設計された”ライダー装置については適用されない。

注 3: IHO 等級 1a 基準 (2008 年 2 月の第 5 版) のパラメータは、以下の通り要約される：

水平精度 (95%の信頼度) = 5m + 深度の 5%。

観測深度用の深度精度 (95%の信頼度) =

$\pm\sqrt{(a^2 + (b \times d)^2)}$ ここで：

a = 0.5 m = 一定深度の誤差 (すなわち、すべての一定深度の誤差の合計)

b = 0.013 = 深度依存誤差係数

b × d = 深度依存誤差 (すなわち、すべての深度依存誤差の合計)

d = 深度

探知能力 [Feature Detection = Cubic features]

> 2m (深度 40m 以下の場合) : 深度の 10% (深度

40m 超の場合)。

k. 次のいずれかに該当する“パルス圧縮技術”を利用する“信号処理”サブシステムを有するもの：

k. 1. “パルス圧縮”比が 150 を超えるもの；若しくは

k. 2. 圧縮パルス幅が 200 ナノ秒未満のもの；又は

注：6A008. k. 2 は、‘航海用二次元レーダー’又は‘船舶航行サービス’用二次元レーダーであって、次のすべてに該当するものには適用されない：

- “パルス圧縮比”が 150 未満のもの；
- 圧縮パルス幅が 30 ナノ秒を超えるもの；
- 単一の回転する機械式走査アンテナを有するもの；
- ピーク出力が 250 ワット未満のもの；かつ
- “周波数ホッピング”能力を有していないもの。

l. 次のいずれかに該当するデータ処理サブシステムを有するもの：

l. 1. ‘自動目標追尾’ “自動目標追尾”の技術であって、どのアンテナの回転数においても、次のアンテナビームが通過する時点より先の時点における目標の未来位置を予測することができるもの；又は

注：6A008. l. 1 は、衝突防止用のものであって、航空管制用又は‘船舶用レーダー’については規制しない。

Technical Note：

‘自動目標追尾’とは、目標の最も確からしい位置の外挿値を、実時間で自動的に決定し、出力する処理技術をいう。

l. 2. [Reserved]

l. 3. [Reserved]

l. 4. 6A008. f 又は 6A008. i で指定される一のレーダーを単独で使用するときよりも性能が向上するよう、2 以上の‘地理的に分散’ “地理的に分散”したレーダー[互いの距離が 1,500m を超えるレーダー、及び車両、船舶、航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体に搭載したレーダーを含む]から得られる目標データの重ね合わせ、相関又はデータフュージョンを、6 秒以内で行えるように構成したものの。

Technical Note：

センサーは、それぞれの位置が他のセンサーからどの方向においても 1,500m 超離れている場合、‘地理的に分散している’とみなされる。移動センサーは、常に‘地理的に分散している’とみなされる。

注意：米国軍需品リスト(22 CFR part 121)についても参照のこと。

注：6A008. l は、‘船舶航行サービス’のために設計されたシステム、装置及び組立品には適用されない。

Technical Notes：

1. 6A008 でいうところにおいて、‘航海用レーダー’とは、海洋、内陸水路又は沿岸環境における安全な航行のために用いられるレーダーをいう。

2. 6A008 でいうところにおいて、‘船舶航行サービス’とは、“航空機”のための航空交通管制と類似の、船舶航行の監視及び管制サービスをいう。

6A102 放射線照射に耐えられるように設計した探知装置 (6A002で規制されるものを除く) であって、核の影響 (例えば、電磁パルス (EMP)、X線、爆風及び熱の組合せによる影響) から防護するために“特別に設計”又は改造し、かつ、“ミサイル”に用いることができるもののうち、全吸収線量が50万rad(シリコン換算)以上となる放射線照射に耐えることができるように設計又は定格したもの

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS:適用できない。

GBS:適用できない。

CIV:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：

このエントリーにおいて、探知装置は、機械的、電氣的、光学的又は化学的に探知する装置であっ

て、圧力若しくは温度の環境変化、電気、電磁信号又は放射性物質からの放射線のような刺激を自動的に識別及び記録するもの又は登録するものとして定義される。

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

6A103 50キロパスカルを超えるピーク過圧において100 cal/cm² [4, 184キロジュール/m²] を超える熱衝撃に耐えることができるように設計したレードームであって、“ミサイル”を核の影響（例えば、電磁パルス (EMP)、X線、爆風及び熱の組合せによる影響）から防護するために使用することができるものうち、“ミサイル”のために用いることができるもの。（これらの品目については、“ITARの対象”である (22 CFR § 120から § 130を参照のこと)）

6A107 航空機搭載用又は船舶搭載用に設計又は改造された重力計又は重力勾配計(6A007 で規制されるものを除く)であって、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照)並びにそれらのために“特別に設計された”部品”及び“部分品”

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control (s) Country Chart (§ 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1 リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS:適用できない。

GBS:適用できない。

CIV:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：

ITAR の対象となる特定の重力計（比重計）又は重力傾斜計については、USML のカテゴリーXII (d) を参照のこと。ECCN 7A611 も参照のこと。

関連定義：~~非~~

測定所要時間（重力計の応答速度とも呼ばれる）とは、プラットフォームによる加速度の外乱影

響（高周波ノイズ）が弱まる時間をいう。

品目：

a. 重力計であって、次のすべてに該当するもの：

1. 静止状態又は変動状態において重力を測定する場合の精度が0.7 ミリガル (mgal) 以下のもの；
かつ

2. 測定所要時間が2分以内のもの。

b. 重力勾配計

6A108 レーダーシステム及び追跡装置 (6A008で規制されるものを除く)であって、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control (s) Country Chart (§ 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1 リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS:適用できない。

GBS:適用できない。

CIV:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) このエントリーは、民間気象レーダーの国際標準規格に適合する航空機搭載用の民間気象レーダーであって、次のいずれかに該当するものを組込んでいないものについては規制しない：

(a) フェーズドアレーアンテナ；

(b) 周波数アジリティー技術；

(c) スペクトル拡散技術；又は

(d) 飛しょう体の追跡のために“特別に設計した”信号処理技術。

(2) 6A108. a に掲げる品目であって、“ミサイル”又は米国軍需品リスト掲載品目のために“特別に設計”又は改造したものについては、“ITARの対象”である (22 CFR § 120 から § 130 を参照のこと)。

関連定義：レーザーレーダーシステムは、位置、レーザービーム方向の速度及び機体の反射特性により目標の 反響測距、方向検知及び識別を

行なうためのレーザーの活用に関する専用の伝送、走査、受信及び信号処理技術を体系化したものとして定義される。

品目：

a. “ミサイル”で使用するために設計又は改造したレーダー及びレーザーレーダーシステム；

注： 6A008.a には、以下のものを含む：

- a. 地形等高線地図作成装置；
- b. イメージセンサー装置；
- c. 背景地図作成対比装置（デジタル方式及びアナログ方式の双方）；
- d. ドップラー効果を利用した航法用レーダー装置。

b. 精密追跡装置であって、到達可能”航続距離”が300km以上のロケット、ミサイル又は無人航空機で使用できるもののうち、次のいずれかに該当するもの：

b. 1. ロケット又は無人航空機に搭載されたコード変換器を使用する追跡装置であって、地上、海上若しくは飛しょう体上の連携機器又は衛星航法システムとの相互連携の下で、即時に飛行位置及び速度のデータを計測することができるもの；

b. 2. 距離測定用のレーダーであって、附属する可視光線／赤外線を利用した追跡装置を有するもののうち、次に掲げる能力のすべてを有するもの：

- b. 2. a. 角度分解能が1.5 ミリラジアン未満のもの；
- b. 2. b. 距離分解能の2乗平均が10m未満で測定することができる距離が30km以上のもの；
- b. 2. c. 速度分解能が1秒につき3m未満のもの。

6A202 光電子増倍管であって、次に掲げる特性の両方を有するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NP、AT

Control (s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS:適用できない。

GBS:適用できない。

CIV:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 6E001 (“開発”)、6E002 (“製造”)、及び 6E201 (“使用”)を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

- a. 光陰極の面積が20cm²を超えるもの；かつ
- b. 陽極パルス立上がり時間が1ナノ秒未満のもの。

6A203 高速度カメラ、撮像素子委及びこれらのための”部分品”（6A003で規制されるものを除く）（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NP、AT

Control (s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS:適用できない。

GBS:適用できない。

CIV:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 6E001 (“開発”)、6E002 (“製造”)、及び 6E201 (“使用”)を参照のこと。

(2) ECCN 6A003.a. 2、a. 3、及び a. 4 も参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. ストリークカメラ及びこれらのために”特別に設計された”部分品であって、次のいずれかに該当するもの：

- a. 1. ストリークカメラであって、撮影速度が1マイクロ秒につき0.5mmを超えるもの；
- a. 2. 電子式のストリークカメラであって、時間分解能が50ナノ秒以下のもの；

a. 3. 6A203. a. 2 で規定されるカメラ用のストリーク管；

a. 4. モジュール式の構造を有するストリークカメラに用いるために“特別に設計された”プラグインユニットであって、6A203. a. 1 又は a. 2 で規定される機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要なもの；

a. 5. 6A203. a. 1 で規定されるカメラ用に“特別に設計された”タービン、反射鏡及び軸受で構成される回転反射鏡の組立品及び同期電子装置。

b. フレーミングカメラ及びこれらのために“特別に設計された”部分品であって、次のいずれかに該当するもの：

b. 1. フレーミングカメラであって、撮影速度が 225,000 こま/秒を超えるもの；

b. 2. フレーミングカメラであって、シャッター速度が 50 ナノ秒以下のもの；

b. 3. 6A203. b. 1 又は b. 2 で規定されるカメラ用に“特別に設計された”フレーミング管及び固体撮像素子であって、シャッター速度が 50 ナノ秒以下のもの；

b. 4. モジュール式の構造を有するフレーミングカメラに用いるために“特別に設計された”プラグインユニットであって、6A203. b. 1 又は b. 2 で規定される機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要なもの；

b. 5. 6A203. b. 1 又は b. 2 で規定されるカメラ用に“特別に設計された”タービン、反射鏡及び軸受で構成される回転反射鏡の組立品又は同期電子装置。

c. 固体カメラ又は電子管カメラ及びこれらのために“特別に設計された”部分品であって、次のいずれかに該当するもの：

c. 1. 固体カメラ又は電子管カメラであって、シャッター速度が 50 ナノ秒以下のもの；

c. 2. 6A203. c. 1 で規定されるカメラ用に“特別に設計された”固体撮像素子及びイメージ増強管であって、シャッター速度が 50 ナノ秒以下のもの；

c. 3. カーセル又はポッケルスセルを用いた電気制動シャッターであって、シャッター速度が 50 ナノ秒以下のもの；

c. 4. モジュール式の構造を有するカメラに使用するために“特別に設計された”プラグインユニット

であって、6A203. c. 1 で規定される機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要なもの。

d. 放射線照射に耐えられるように設計したテレビカメラ又はそれらのためのレンズであって、全吸収線量がシリコン換算で **50,000** ~~500,000~~ グレイを超える放射線照射に対して、動作の劣化なしに耐えることができるように“特別に設計された”若しくは定格されたもの。

Technical Note：用語グレイ（シリコン換算）は、電離放射線が照射された際に、覆いのないシリコン標本が 1 kg 当たり吸収するジュールで表わされたエネルギーをいう。

6A205 “レーザー発振器”、“レーザー”増幅器及び発振器（6A005で規制されるものを除く）であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）（原子力規制委員会の輸出許可権限の対象となる品目（10 CFR part 110参照）を除く）

許可要求事項

規制理由：NP、AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS:適用できない。

GBS:適用できない。

CIV:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 6E001 (“開発”)、6E002 (“製造”)、及び 6E201 (“使用”)を参照のこと。

(2) 6A005 及び 6A995 も参照のこと。

(3) アルゴンイオンレーザー発振器に対する追加の規制について 6A005. a. 2 を参照のこと；ネオジウムを添加したレーザー発振器に対する追加の規制について 6A005. b. 6. c を参照のこと。

(4) 同位元素の分離で使用するために“特別に設計”又は製造した“レーザー発振器”については、

原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である(10 CFR part 110 参照)。

関連定義：ナシ

品目：

a. 銅蒸気レーザー発振器であって、次に掲げる特性の両方を有するもの：

a. 1. 500nm から 600nm の波長範囲で用いるように設計したもの；かつ

a. 2. 平均出力が 30W 以上のもの；

b. アルゴンイオンレーザー発振器であって、次に掲げる特性の両方を有するもの：

b. 1. 400nm から 515nm の波長範囲で用いるように設計したもの；かつ

b. 2. 平均出力が 40W を超えるもの；

c. 1,000nm 超 1,100nm 未満の波長範囲で用いるように設計したネオジムを添加したレーザー発振器（ネオジムガラスレーザー発振器を除く）であって、次のいずれかに該当するもの：

c. 1. パルス励起及びキュースイッチを用いたものであって、1 ナノ秒以上のパルス幅のパルスを発振するもののうち、次のいずれかに該当するもの：

c. 1. a. 単一横モードのパルスを発振するものであって、平均出力が 40W を超えるもの；若しくは

c. 1. b. 多重横モードのパルスを発振するものであって、平均出力が 50W を超えるもの；又は

c. 2. 平均出力が 40W を超え、かつ、500nm 超 550nm 未満の波長範囲で出力するために周波数ダブリングを組込んだもの。

d. 単一モードのパルスを発振する波長可変色素レーザー発振器であって、次に掲げる特性のすべてを有するもの：

d. 1. 300nm から 800nm の波長範囲で用いるように設計したもの；

d. 2. 平均出力が 1W を超えるもの；

d. 3. パルス繰り返し周波数が 1kHz を超えるもの；かつ

d. 4. パルス幅が 100 ナノ秒未満のもの；

e. パルスを発振する波長可変色素レーザー発振器であって、次に掲げる特性のすべてを有するもの：

e. 1. 300nm から 800nm の波長範囲で用いるように設計したもの；

e. 2. 平均出力が 30W を超えるもの；

e. 3. パルス繰り返し周波数が 1kHz を超えるもの；かつ

e. 4. パルス幅が 100 ナノ秒未満のもの；

6A205. e の注：6A205. e は、単一モードの発振器については規制しない。

f. アレキサンドライトレーザー発振器であって、次に掲げる特性のすべてを有するもの：

f. 1. 720nm 超 800nm 未満の波長範囲で用いるように設計したもの；

f. 2. 帯域幅が 0.005 nm 以下のもの；

f. 3. パルス繰り返し周波数が 125Hz を超えるもの；かつ

f. 4. 平均出力が 30W を超えるもの；

g. 二酸化炭素パルスレーザー発振器であって、次に掲げる特性のすべてを有するもの：

g. 1. 9,000nm 超 11,000nm 未満の波長範囲で用いるように設計したもの；

g. 2. パルス繰り返し速度が 250Hz を超えるもの；

g. 3. 平均出力が 500W を超えるもの；かつ

g. 4. パルス幅が 200 ナノ秒未満のもの；

6A205. g の注：6A205. g は、切断及び溶接等の用途で使用される高出力（一般的には 1kW から 5kW）の産業用の二酸化炭素レーザー発振器については、これらのレーザー発振器が連続波又はパルス幅が 200 ナノ秒を超えるパルスを発振するので、規制しない。

h. エキシマパルスレーザー発振器（XeF、XeCl、KrF）であって、次に掲げる特性のすべてを有するもの：

h. 1. 240nm 超 360nm 未満の波長範囲で用いるように設計したもの；

h. 2. パルス繰り返し周波数が 250Hz を超えるもの；かつ

h. 3. 平均出力が 500W を超えるもの；

i. 16 μ m の波長で用いるように設計したパラ水素を用いたラマンシフターであって、パルス繰り返し周波数が 250Hz を超えるもの；

j. 一酸化炭素パルスレーザー発振器であって、次に掲げる特性のすべてを有するもの：

j. 1. 5,000nm 超 6,000nm 未満の波長範囲で用いる

ように設計したもの；

j. 2. パルス繰り返し周波数が 250Hz を超えるもの；

j. 3. 平均出力が 200W を超えるもの；かつ

j. 4. パルス幅が 200 ナノ秒未満のもの。

ECCN 6A205. j の注：6A205. j は、切断及び溶接等の用途で使用される高出力（一般的には 1kW から 5kW）の産業用の二酸化炭素レーザー発振器については、これらのレーザー発振器が連続波又はパルス幅が 200 ナノ秒を超えるパルスを発振するので、規制しない。

6A225 流体の速度を測定するための干渉計であって、10μ秒未満の時間間隔で、1km/秒を超える速度を測定するためのもの

許可要求事項

規制理由：NP、AT

Control (s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS:適用できない。

GBS:適用できない。

CIV:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 6E001（“開発”）、6E002（“製造”）及び 6E201（“使用”）を参照のこと。

関連定義：ナシ

ECCN 規制：6A225 には、VISAR（反射システムを用いた速度干渉計）、DLI（レーザードップラー干渉計）及び Het-V（ヘテロダイン速度計）としても知られている PDV（光通信ドップラー速度計）等の速度干渉計を含む。

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

6A226 圧力センサであって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NP、AT

Control (s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS:適用できない。

GBS:適用できない。

CIV:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 6E001（“開発”）、6E002（“製造”）及び 6E201（“使用”）を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

- a. 10 ギガパスカル[100 キロバール]を超える圧力を測定することができる圧力測定器（マンガニン、イッテルビウム、及びニフッ化ポリビニリデン (PVBF、PVF2) から製造された計器を含む）；
- b. 10 ギガパスカル[100 キロバール]を超える圧力を測定することができる水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器。

6A611 軍事情報のために“特別に設計された”音波を利用したシステム及び装置、レーダー、並びにこれらのために“特別に設計された”部品、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント” (USML のカテゴリーで列挙されているものを除く（これらは、ECCN 3A611 で規制される）)。軍用の火器管制装置、レーザー装置、イメージング装置、及び誘導装置であって、いずれの USML のカテゴリー又は ECCN でも列挙されていないものは、ECCN 7A611 で規制される。

~~6A990 リードアウト集積回路であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）~~

~~許可要求事項~~

~~規制理由：RS、AT~~

~~Control (s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)~~

~~RS エントリー全体に適用される。RS Column 1
AT エントリー全体に適用される。AT Column 1
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明
について § 740 を参照のこと）~~

~~LVS: 500 ドル
GBS: 適用できない。
CIV: 適用できない。~~

規制品目リスト

~~関連規制:~~

~~(1) ITAR の対象となるリードアウト集積回路につ
いては、USML のカテゴリー XII (e) (3) を参照のこ
と。~~

~~(2) 6A990 で規定される貨物を組み込んでいる外国
製の軍用貨物については、ECCN 0A919 を参照のこ
と。~~

~~(3) 6A990 で規定される貨物について、軍の最終
需要者による使用のため又は ECCN 0A919 で規制
される貨物に組み込むために輸出、再輸出、又は
再移転（国内における移転）されている場合、§
744.9 において輸出許可要件を義務付けている。~~

~~関連定義: ナシ
品目:~~

~~a. 6A002. a. 3 で規制される“フォーカルプレーンア
レー”のために“特別に設計された”リードアウト集
積回路:~~

~~注: 6A990. a は、民生用の自動車用途のために“特別
に設計された”リードアウト集積回路については、規
制しない。~~

~~b. [RESERVED]~~

6A991 海上又は陸上用の音波を利用した装置（他
のエントリーで指定されていないもの）であって、
水中の物体若しくは海底の地形の探知若しくは位置
探査又は船舶若しくは潜水艇の位置の特定ができる
もの、並びに“特別に設計した”部品及び“部分品”
（他のエントリーで指定されていないもの）

許可要求事項

規制理由: AT

Control (s) Country Chart
(§ 738 付則 1 参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 2

ロシア産業向け制裁は、
エントリー全体に適用される。
特定の輸出許可
要求事項及び輸
出許可審査方針
について、 §
746.5 を参照の
こと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明
について § 740 を参照のこと）

LVS: 適用できない。
GBS: 適用できない。
CIV: 適用できない。

規制品目リスト

関連規制: ナシ
関連定義: ナシ
品目:

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

6A992 光センサー（6A002で規制されるものを除
く）であって、次のいずれかに該当するもの（規制
品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由: AT、RS

Control (s) Country Chart
(§ 738 付則 1 参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1
RSは、エントリー全体に適用される。このエントリ
ーで規制される品目のイラクへの輸出若しくは再輸
出又はイラク国内における移転については、地域安
定理由により輸出許可が必要である。このエントリ
ーについてカントリーチャートは、RS許可要件を決
定できるようには作られていない。詳細情報につい
ては、 § 742.6 及び § 746.3 を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明
について § 740 を参照のこと）

LVS: 適用できない。
GBS: 適用できない。
CIV: 適用できない。

規制品目リスト

関連規制: ナシ
関連定義: ナシ
品目:

a. イメージ増強管及びそのために“特別に設計した”部分品”であって、次のいずれかに該当するもの；

a. 1. イメージ増強管であって、次のすべてに該当するもの：

a. 1. a. 400nm 超 1,050nm 以下の波長範囲で最大感度を有するもの；

a. 1. b. 電子イメージの増倍機能を有するマイクロチャンネルプレートであって、隣接する 2 のチャンネルのピッチ（中心間の距離）が 25µm 未満のもの；かつ

a. 1. c. 次のいずれかに該当するもの：

a. 1. c. 1. 主材料に S-20、S-25 又はマルチアルカリを用いた光電陰極；又は

a. 1. c. 2. 主材料に砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを用いた光電陰極；

a. 2. “特別に設計した”マイクロチャンネルプレートであって、次の両方の特性を有するもの：

a. 2. a. 1 プレートにつき 15,000 以上の中空管を有するもの；かつ

a. 2. b. 隣接する 2 のチャンネルのピッチ（中心間の距離）が 25µm 未満のもの；

b. 可視光域又は赤外線光域で動作する直視型のイメージング装置であって、6A992. a. 1 でリストされる特性を有するイメージ増強管を組み込んだもの。

6A993 6A003又は6A203で規制されないカメラであって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：AT

Control (s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明
について § 740を参照のこと）

- LVS:適用できない。
- GBS:適用できない。
- CIV:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) 6A993. a d 規定されるカメラを組み込んでい

る外国製の軍用貨物であって、6A003. b. 4. b の注 3. a で指定される基準を満たすもの（すなわち、最大フレーム速度が 9Hz 以上のもの）については、ECCN 0A919 を参照のこと。

(2) 6A003. b. 4. b の注 3. a で指定される基準（すなわち、最大フレーム速度が 9Hz 以上のもの）を満たす結果として 6A993. a で規定されるカメラに対して、軍の最終需要者による使用のため又は ECCN 0A919 で規制される貨物に組み込むために輸出、再輸出、又は再移転（国内における移転）されている場合、§ 744. 9 において輸出許可要件を義務付けている。

関連定義：ナシ

品目：

- a. 6A003. b. 4 の注 3 の基準に該当するカメラ；
- b. [Reserved]

6A994 光学器械（6A004で規制されされるものを除く）であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：AT

Control (s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明
について § 740を参照のこと）

- LVS:適用できない。
- GBS:適用できない。
- CIV:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ
関連定義：ナシ
品目：

- a. 光学フィルター：
 - a. 1. 250nm 超の波長用のものであって、多層光学コーティングからなるもののうち、次のいずれかに該当するもの：
 - a. 1. a. 帯域幅（半値全幅 [FWHI : Full Width Half Intensity]）が 1nm 以下であって、最大透過率が 90%以上のもの；又は

a. 1. b. 帯域幅（半値全幅 [FWHI : Full Width Half Intensity]）が 0.1nm 以下であって、最大透過率が 50%以上のもの；

注： 6A994 は、固定空隙フィルター又はリオフィルターについては規制しない。

a. 2. 250nm 超の波長用のものであって、次のすべてに該当するもの；

a. 2. a. 500nm 以上のスペクトル範囲にわたって調整が可能なもの；

a. 2. b. 瞬時光透過帯域幅が 1.25nm 以下のもの；

a. 2. c. 調整可能なスペクトル範囲内において、0.1 ミリ秒以内に、1nm 以内の精度で波長のリセットが可能なもの；かつ

a. 2. d. シングルピークの透過率が 91%以上のもの；

a. 3. 光学的不透明度を切り替えるもの（フィルター）であって、視野角が 30 度以上で、かつ、応答速度が 1 ナノ秒以下のもの；

b. “フッ化物のファイバー”ケーブル又はこれらのための光ファイバーであって、1,000nm 超 3,000nm 以下の波長範囲における減衰量が 1km 当たり 4 dB 未満のもの。

6A995 “レーザー発振器”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：AT

Control (s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS:適用できない。

GBS:適用できない。

CIV:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

a. 二酸化炭素 (CO₂) “レーザー発振器”であって、

次のいずれかに該当するもの；

a. 1. 持続波の出力が 10kW を超えるもの；

a. 2. 10 マイクロ秒を超える“パルス幅”のパルスを発振するもの；かつ

a. 2. a. 平均出力が 10kW を超えるもの；又は

a. 2. b. パルスの“ピーク出力”が 100kW を超えるもの；又は

a. 3. “パルス幅”が 10 マイクロ秒以下のパルスを発振するもの；かつ

a. 3. a. 1 パルス当たり 5J を超えるパルスを発振し、かつ、“ピーク出力”が 2.5kW を超えるもの；又は

a. 3. b. 平均出力が 2.5kW を超えるもの；

b. 半導体レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの；

b. 1. 単一横モードで発振する単一の半導体“レーザー発振器”であって、次のいずれかに該当するもの；

b. 1. a. 平均出力が 100mW を超えるもの；又は

b. 1. b. 1,050nm を超える波長範囲で使用するよう設計したもの；

b. 2. 多重横モードで発振する単一の半導体“レーザー発振器”、又は単一の半導体“レーザー発振器”のアレーであって、1,050nm を超える波長範囲で使用するよう設計したもの；

c. ルビー“レーザー発振器”であって、出力エネルギーがパルス当たり 20J を超えるもの；

d. “波長可変”“レーザー発振器”以外の“パルスレーザー発振器”であって、975nm 超 1,150nm 以下の波長範囲で使用するよう設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの；

d. 1. 1 ナノ秒以上 1 マイクロ秒以下の“パルス幅”のパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの；

d. 1. a. 単一横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの；

d. 1. a. 1. ‘ウォールプラグ効率’が 12% を超えるものであって、“平均出力”が 10W を超えるもののうち、パルス繰り返し周波数が 1kHz を超えて作動するもの；若しくは

d. 1. a. 2. “平均出力”が 20W を超えるも

の；又は

d. 1. b. 多重横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの：

d. 1. b. 1. ‘ウォールプラグ効率’が18%を超えるものであって、“平均出力”が30Wを超えるもの；

d. 1. b. 2. “ピーク出力”が200MWを超えるもの；若しくは

d. 1. b. 3. “平均出力”が50Wを超えるもの；又は

d. 2. 1 マイクロ秒を超える“パルス幅”のパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの：

d. 2. a. 単一横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの：

d. 2. a. 1. ‘ウォールプラグ効率’が12%を超えるものであって、“平均出力”が10Wを超えるもののうち、パルス繰り返し周波数が1kHzを超えて作動するもの；若しくは

d. 2. a. 2. “平均出力”が20Wを超えるもの；又は

d. 2. b. 多重横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの：

d. 2. b. 1. ‘ウォールプラグ効率’が18%を超えるものであって、“平均出力”が30Wを超えるもの；若しくは

d. 2. b. 2. “平均出力”が500Wを超えるもの；

e. “波長可変”“レーザー発振器”以外の持続波”（CW）レーザー発振器”であって、975nm超1,150nm以下の波長範囲で使用するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの：

e. 1. 単一横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの：

e. 1. a. ‘ウォールプラグ効率’が12%を超えるものであって、“平均出力”が10Wを超えるもののうち、パルス繰り返し周波数が1kHzを超えて作動するもの；若しくは

e. 1. b. “平均出力”が50Wを超えるもの；又は

e. 2. 多重横モードで発振するものであって、

次のいずれかに該当するもの：

e. 2. a. ‘ウォールプラグ効率’が18%を超えるものであって、“平均出力”が30Wを超えるもの；若しくは

e. 2. b. “平均出力”が500Wを超えるもの；

注：6A995.e. 2. b. は、多重横モードで発振する産業用“レーザー発振器”であって、定格出力が2kW以下のもののうち、総重量が1,200kgを超えるものについては規制しない。この注釈でいうところの総重量には、“レーザー発振器”を機能させるために必要なすべての“部分品”（例えば、“レーザー発振器”、電源、熱交換器）を含むが、ビーム調整及び／又は到達のための外部の光学器械又は光学部品を除く。

f. “波長可変”“レーザー発振器”以外の“レーザー発振器”であって、1,400nm超1,555nm以下の波長範囲で使用するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの：

f. 1. 1パルス当たり100mJを超えるパルスを発振し、かつ、“ピーク出力”が1Wを超えるもの；又は

f. 2. 平均出力又は持続波の定格出力が1Wを超えるもの；

g. 自由電子’レーザー発振器’。

6A996 “磁力計”（ECCN 6A006で規制されるものを除く）、“超電導”電磁センサー及びこれらのために”特別に設計した”“部分品”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：AT

Control(s)

Country Chart

（§738付則1参照）

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1 リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について§740を参照のこと）

LVS:適用できない。

GBS:適用できない。

CIV:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

a. “磁力計”（他のエントリーで指定されていないもの）であって、‘感度’（帯域周波数の平方根当たりで表した実効値）が 1.0 ナノテスラ未満の（良い）もの。

Technical Note: 6A996 でいうところの‘感度’（ノイズレベル）は、計測可能な最小信号である機器に限定されたノイズフロア[暗騒音]の 2 乗平均をいう。

a. “超電導”電磁センサー、“超電導”材料を用いて製造された“部分品”：

b. 1. “超電導”材料成分（ジョセフソン効果素子又は“超電導”量子干渉素子(SQUIDS)を含む）の少なくとも一つのもの“臨界温度”より低い温度で使用することができるように設計したもの；

b. 2. 1 kHz 以下の周波数の電磁場の変動を検出できるように設計したもの；及び

b. 3. 次のいずれかの特性を有するもの：

b. 3. a. 最小線幅が $2\ \mu\text{m}$ 未満の薄膜 SQUIDS(超電導量子干渉素子)を組み込んだものであって、関連する入出力回路を有するもの；

b. 3. b. 傾斜磁場速度が 1 秒につき 1,000,000 磁束量子を超える場合に機能することができるように設計したもの；

b. 3. c. 磁気遮へいを用いずに、地球磁場中で機能することができるように設計したもの；又は

b. 3. d. 温度係数が温度 1 度当たり 0.1 磁束量子未満の（小さい）もの。

6A997 地上用の重力計（他のエントリーで指定されていないもの）であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS:適用できない。

GBS:適用できない。

CIV:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

a. 静止状態において重力を測定する場合の精度が 100 マイクロガル未満の（良い）もの；又は
b. クォーツ素子（ウォルドン）型のもの。

6A998 レーダーシステム、装置及び主要な“部分品”（他のエントリーで指定されていないもの）並びにこれらのために“特別に設計した”“部分品”（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：RS、AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

RS は、6A998. b 項に適用される。 RS Column 1

RS は、6A998. c 項に適用される。 RS Column 2

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS:適用できない。

GBS:適用できない。

CIV:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

a. 航空機搭載用のレーダー装置（他のエントリーで指定されていないもの）及びこのために“特別に設計した”“部分品”。

b. “宇宙用に設計した”レーザーレーダー又は光探知測距装置（ライダー）であって、測量用又は気象観測用に“特別に設計した”もの。

c. 回転翼の航空機のために“特別に設計された”ミリ波の拡張型ビジョンレーダー撮像システムであって、次のすべてに該当するもの：

c. 1. 動作周波数が 94GHz を超えるもの；

c. 2. 平均出力が 20mW 以下のもの；

c. 3. レーダービーム幅が 1 度のもの；かつ

c. 4. 動作範囲が1,500m以上のもの。

6A999 特定の信号処理装置であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

RS は、6A999.cに適用される。 RS Column 2

AT エントリー全体に適用される。

このエントリーで規制される品目については、北朝鮮に対して反テロリズム理由により輸出許可が必要である。このエントリーについてカントリーチャートは、AT 許可要件を決定できるようには作られていない。詳細情報については、§ 742.19 を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS:適用できない。

GBS:適用できない。

CIV:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：6A203 も参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

- 地震感知装置（ただし、c 項で規制されるものを除く）；
- 放射線照射に耐えられるように設計したテレビカメラ（他のエントリーで指定されていないもの）。
- 地震性の侵入感知システムであって、感知信号源との関係を検知し、区分し、判定するもの。

B. 試験用、検査用及び“製造用の装置”

6B004 光学の測定装置であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明

について § 740を参照のこと）

LVS:\$5000

GBS:6B004.b については、Yes

CIV:6B004.b については、Yes

規制品目リスト

関連規制：このエントリーは顕微鏡については規制しない

関連定義：ナシ

品目：

- 光の反射率の測定装置（反射率の絶対値を測定するものに限る）であって、その“精度”が反射率の値の0.1%に等しいか0.1%より良いもの；
- レンズ又は反射鏡の表面の形状の測定装置（非接触型のものに限る）であって、光散乱の計測以外の方法を用いるもののうち、開口の直径が10cmを超え、かつ、平面でない面形状（プロフィール）を必要なプロフィールに対して2nm以下の精度で測定するように“特別に設計した”もの。

6B007 地上用の重力計（静止状態において重力を測定する場合の“精度”が0.1ミリガル未満のもの）の製造用の装置、調整用の装置及び校正装置

許可要求事項

規制理由：NS、AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS:\$5000

GBS:適用できない。

CIV:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストはECCNの見出しに収載されている。

6B008 パルスレーダー断面積計測装置であって、送信するパルス幅が100ナノ秒以下のもの、及びこれ

らのために“特別に設計した”“部分品”**許可要求事項**

規制理由：NS、MT、AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS:適用できない。

GBS:適用できない。

CIV:適用できない。

STAIについての特別な条件

STA：このエントリーに掲げる貨物の、カンントリーグループ A:6 (EAR § 740 付則 1 参照) にリストされている仕向地への出荷には、許可例外 STA を使用してはならない。

報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743.1を参照のこと。

規制品目リスト

関連規制：6B108 も参照のこと

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

6B108 レーダー反射断面積計測のために“特別に設計した”装置 (6B008で規制されるものを除く) であって、到達可能“航続距離”が300km以上のロケット、ミサイル又は無人航空機に使用されるもの並びにこれらのサブシステム**許可要求事項**

規制理由：MT、AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS:適用できない。

GBS:適用できない。

CIV:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

6B619 USML のカテゴリ-XVIII で列挙される又は別途規定される貨物の“開発”、“製造”、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“特別に設計された”試験用、検査用、及び製造用“装置”並びに関連貨物 (規制品目リスト参照)**許可要求事項**

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

RS エントリー全体に適用される。RS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

UN エントリー全体に適用される。UN規制については、§ 746.1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：1,500ドル

GBS：適用できない

CIV：適用できない

STAIについての特別な条件

STA：許可例外STAの(c)(2)項 (EAR § 740.20(c)(2)) は、6B619のいずれの品目にも使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

USMLのカテゴリ-XVIIIの(a)又は(b)項で列挙される又は別途規定される防衛物品のために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、“アタッチメント”及び関連システム又は“装置”は、ITAR (see 22 CFR 121.1、カテゴリ-XVIII(e)の対象となる。

関連定義：ナシ

品目：

a. 工具、テンプレート、治具、マンドレル、モールド、金型、取付け具、調節装置、及び試験“装置”（USML のカテゴリーXVIII で列挙されるか別途規制されるもの及び USML の他の項で指定されるものを除く）であって、USML のカテゴリーXVIII で規制される貨物の“開発”、“製造”、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“特別に設計された”もの。

b. から w. [Reserved]

x. 本 ECCN の a 項で規制の対象となる貨物（USML のカテゴリーXVIII で列挙されるか別途規制されるもの及び USML の他の項で指定されるものを除く）のために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”。

6B995 次のいずれかに該当するもののために“特別に設計された”又は改造された装置（工具、金型、治具又はゲージを含む）並びにその他のこれらのために“特別に設計された”“部品”、“部分品”及び“附属品”（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS:適用できない。

GBS:適用できない。

CIV:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

a. 次に該当するものの製造又は検査のためのもの：
a. 1. 自由電子“レーザー発振器”のウィグラー磁石；
a. 2. 自由電子“レーザー発振器”のフォトインジェクター；
b. 自由電子“レーザー発振器”の縦方向の磁場を必要

な許容誤差に調整するためのもの。

C. “材料“

6C002 光センサーの材料であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS:\$3000

GBS:適用できない。

CIV:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：6C992 も参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. テルル(Te)であって、純度が 99.9995%以上のもの；

b. 次のいずれかに該当するものの単結晶（エピタキシャル成長結晶を有するウエハーを含む）：

b. 1. テルル化亜鉛カドミウム(CdZnTe)（亜鉛の含有量が‘モル比’で6%未満のもの）；

b. 2. テルル化カドミウム(CdTe)（純度を問わない）；又は

b. 3. テルル化水銀カドミウム(HgCdTe)（純度を問わない）。

Technical Note: ‘モル比’は、結晶中に存在するテルル化カドミウム(CdTe)及びテルル化亜鉛(ZnTe)の合計に対するテルル化亜鉛(ZnTe)のモル比として定義される。

6C004 光学部品の材料であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS:\$1500

GBS:6C004.a 及び .e については Yes

CIV:6C004.a 及び .e については Yes

規制品目リスト

関連規制：6C994 も参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. セレン化亜鉛 (ZnSe) 及び硫化亜鉛 (ZnS) からなる“基板材料”であって、化学的気相成長法により製造したもののうち、次のいずれかに該当するもの：

a. 1. 体積が 100cm^3 を超えるもの；又は

a. 2. 直径が 80mm を超え、かつ、厚さが 20mm 以上のもの；

b. 電気光学材料及び 非線形光学材料であって、次のいずれかに該当するもの：

b. 1. 砒素酸チタニルカリウム (KTA) (CAS 59400-80-5)；

b. 2. セレン化ガリウム銀 (AgGaSe₂, AGSE としても知られている) (CAS 12002-67-4)；

b. 3. セレン化タリウム砒素 (Tl₃AsSe₃, TAS としても知られている) (CAS 16142-89-5)；

b. 4. リン化亜鉛ゲルマニウム (ZnGeP₂, ZGP, zinc germanium biphosphide 若しくは zinc germanium diphosphide としても知られている)；又は

b. 5. セレン化ガリウム (GaSe) (CAS 12024-11-2)；

c. 非線形光学材料 (6C004.b で指定されるものを除く) であって、次のいずれかに該当するもの：

c. 1. 次のすべてに該当するもの：

c. 1. a. 動的（非静的としても知られている）な三次の非線形感受率 ($\chi^{(3)}$ 、 χ_3) が $10^{-6}\text{m}^2/\text{V}^2$ 以上のもの；かつ

c. 1. b. 応答時間が 1 ミリ秒未満のもの；又は

c. 2. 二次の非線形感受率 ($\chi^{(2)}$ 、 χ_2) が $10^{-11}\text{m}/\text{V}$ 以上のもの；

d. ベリリウム上にベリリウムを堆積した材料 (Be/Be) 又は炭化けい素からなる“基板材料”であって、直径又は長軸の長さが 300mm を超えるもの；

e. 光学ガラス（石英ガラス、燐酸塩ガラス、フルオロ燐酸塩ガラス、ふっ化ジルコニウム (ZrF₄) (CAS 7783-64-4) 及びふっ化ハフニウム (HfF₄) (CAS 13709-52-9) を含む) であって、次に掲げるすべてに該当するもの；

e. 1. 水酸化物イオン (OH⁻) の含有量が全重量の 0.0005% 未満のもの；

e. 2. 金属不純物の含有量が全重量の 0.0001% 未満のもの；及び

e. 3. 高均質性（屈折率の変動の指標）が 100 万分の 5 未満のもの；

f. 人工ダイヤモンドであって、200nm 超 14,000nm 以下の波長範囲における吸収係数が 1cm 当たり 10 万分の 1 未満のもの。

6C005 “レーザー発振器”用の材料であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、AT

Control(s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS:\$1500

GBS:適用できない。

CIV:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

a. “レーザー発振器”用の人工の結晶であって、未完成のものうち、次のいずれかに該当するもの：

a. 1. チタンを添加したサファイア；

a. 2. [Reserved]

b. 希土類元素を添加したダブルクラッドファイバーであって、次のいずれかに該当するもの：

b. 1. “レーザー”波長の公称値が 975nm から 1,150nm であって、次のすべてに該当するもの：

b. 1. a. コアの直径の平均値が 25 μm 以上のもの

の ; かつ

b. 1. b. コアの '開口数' ('NA') が 0.065 未満のもの ; 又は

6C005. b. 1 の注 : 6C005. b. 1 は、ダブルクラッドファイバーであって、インナーガラスクラッドの直径が 150 μ m 超 300 μ m 以下のものには適用されない。

b. 2. "レーザー"波長の公称値が 1,530nm を超えるものであって、次のすべてに該当するもの :

b. 2. a. コアの直径の平均値が 20 μ m 以上のもの ; かつ

b. 2. b. コアの 'NA' が 0.1 未満のもの。

Technical Notes :

- 6C005 でいうところにおいて、コアの '開口数' ('NA') は、ファイバーの放射波長で測定されるものをいう。
- 6C005. b には、エンドキャップ付のファイバーを含む。

6C992 光センサー用の光ファイバー (6A002. d. 3 で規制されないもの) であって、'ビート長' が 500mm (重複屈折率) 未満になるように構造的に改質されたもの、又は 6C002. b では定められていない光学センサーの材料であって、亜鉛含有量が 'モル比' で 6% 以上のもの

許可要求事項

規制理由 : AT

Control (s) Country Chart
(§ 738 付則 1 参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1 リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740 を参照のこと)

LVS: 適用できない。

GBS: 適用できない。

CIV: 適用できない。

規制品目リスト

関連規制 : ナシ

関連定義 :

(1) 'モル比' は、結晶中に存在するテルル化亜鉛 (ZnTe) のテルル化カドミウム (CdTe) 及びテルル化亜鉛 (ZnTe) の合計に対するモル比として定義される。

(2) 'Beat length[ビート長]' は、初期状態では同期している 2 つの直交する偏波信号が、 2π ラジアン位の位相差に達するために進まなければならない距離をいう。

品目 :

規制品目リストは ECCN の見出しに記載されている。

6C994 光学部品用の材料であって、次のいずれかに該当するもの (規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由 : AT

Control (s) Country Chart
(§ 738 付則 1 参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1 リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740 を参照のこと)

LVS: 適用できない。

GBS: 適用できない。

CIV: 適用できない。

規制品目リスト

関連規制 : ナシ

関連定義 :

- 'Fluoride fibers[フッ化化合物光ファイバー]' は、フッ化化合物のバルク (塊り) から製造される光ファイバーをいう。
- 'Optical fiber preforms[光ファイバープリフォーム]' は、光ファイバーの製造に用いるために特別に加工処理されたガラス、プラスチック又はその他の材料のバー (棒材)、インゴット (塊)、又はロッド (細長い丸棒) をいう。プリフォームの特性が、引き抜き加工されてできた光ファイバーの基本的パラメータを決定する。

品目 :

a. 低光学吸収係数の材料であって、次のいずれかに該当するもの :

a. 1. フッ化化合物のバルク (塊り) であって、純度が 99.999% 以上の成分を含有するもの ; 又は

注 : 6C994. a. 1 は、ふっ化ジルコニウム又はふっ化アルミニウム及び異性体を規制する。

a. 2. 6C004. e. 1 で規制される化合物から作られたフッ化ガラスのバルク (塊り) ;

b. '光ファイバープリフォーム'であって、純度が99.999%以上の成分を含有するフッ化化合物のバルク(塊り)より作られたもののうち、6A994. bで規制される'フッ化化合物光ファイバー'の製造のために"特別に設計した"もの。

D. "ソフトウェア"

6D001 6A004、6A005、6A008、又は 6B008 で規制される装置の"開発"又は"製造"のために"特別に設計した""ソフトウェア"

許可要求事項

規制理由：NS、MT、NP、RS、AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NSは、6A004、6A005、6A008 又は NS Column 1
6B008で規制される装置に係る"ソフトウェア"に適用される。

MTは、MT理由により6A008 又は MT Column 1
6B008で規制される装置に係る"ソフトウェア"に適用される。

RSは、6A008. j. 1で規制される装置に係る"ソフトウェア"に適用される。

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743. 1を参照のこと。

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

CIV:適用できない。

TSR:Yes (但し、次のものについては適用できない:)

- (1) MT理由で規制される品目;
- (2) 6A008. j. 1 で定める"宇宙用に設計した"レーザー"レーダー若しくは光探知測距装置(ライダー)の"開発"若しくは"製造"のために"特別に設計した""ソフトウェア"; 又は
- (3) 6A004. c 若しくは. d、6A008. d、h、若しくはk、又は6B008で規制される装置の"開発"若しくは"製造"のために"特別に設計した""ソフトウェア"のカントリーグループA:5にリストされている国(EAR § 740付則 1参照)以外を仕向地とする輸出若しくは再輸出。

STAIについての特別な条件

STA : ECCN 6A004. c、6A004. d、6A008. d、6A008. h、6A008. k、又は 6B008 で指定される装置の"開発"又は"製造"のために"特別に設計した""ソフトウェア"の、カントリーグループA:6 (EAR § 740付則 1参照)にリストされている仕向地への出荷又は伝送には、許可例外 STA を使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制:

6D991、並びにこのエントリーで規制される品目に係る"技術"についてはECCN 6E001("開発")を参照のこと。

関連定義: ナシ

品目:

規制品目リストはECCNの見出しに収載されている。

6D002 6A002. b、6A008 又は 6B008 で規制される装置の"使用"のために"特別に設計した""ソフトウェア"

許可要求事項

規制理由：NS、MT、RS、AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1

MTは、MT理由により6A008 又は MT Column 1
6B008で規制される装置に係る"ソフトウェア"に適用される。

RSは、6A008. j. 1で規制される装置に係る"ソフトウェア"に適用される。

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

CIV:適用できない。

TSR:Yes (但し、次のものについては適用できない:)

- (1) MT 理由で規制される品目；
- (2) 6A008. j. 1 で定義される“宇宙用に設計”した“レーザー”レーダー又は光探知測距装置（ライダー）の“使用”のために“特別に設計した”“ソフトウェア”；又は
- (3) 6A002. b で規制される貨物の“使用”のために“特別に設計した”“ソフトウェア”。

規制品目リスト

関連規制：

(1) 6A008. j の注に基づいて規制除外された測量用又は気象観測用に“特別に設計された”“宇宙用に設計された”“ライダー”装置の“使用”のために“特別に設計された”“ソフトウェア”は、6D991 で規制される。

(2) ECCN 6D102、6D991、及び 6D992 も参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

6D003 その他の“ソフトウェア”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT

Control (s)	Country Chart
	(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

RS c. 項に適用される。RS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743.1を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明については § 740を参照のこと）

CIV:6D003. h. 1 については Yes

TSR:Yes、但し、6D003. a で規制される品目に係る“ソフトウェア”のカントリーグループ A:5 にリストされている国（EAR § 740 付則 1 参照）以外を仕向地とする輸出又は再輸出並びに 6D03. c については適用できない。

STAIについての特別な条件

STA: 6D003. a で掲げる“ソフトウェア”の、カントリーグループ A:6（EAR § 740 付則 1 参照）にリストされている仕向地への出荷又は伝送には、許可例外 STA を使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：6D103、6D991、及び 6D993 も参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

音波を利用したもの

a. “ソフトウェア”であって、次のいずれかに該当するもの：

a. 1. えい航ハイドロホンアレーを用いて受信した音響データの“実時間処理”のための音響ビーム成形を行うために“特別に設計した”“ソフトウェア”；

a. 2. えい航ハイドロホンアレーを用いて受信した音響データの“実時間処理”を行うための“ソースコード”；

a. 3. 海底用又は港湾用ケーブルシステムを用いて受信した音響データの“実時間処理”のための音響ビーム成形を行うために“特別に設計した”“ソフトウェア”；

a. 4. 海底用又は港湾用ケーブルシステムを用いて受信した音響データの“実時間処理”を行うための“ソースコード”；

a. 5. “ソフトウェア”又は“ソースコード”であって、次のすべてに該当するもののために“特別に設計した”もの：

a. 5. a. 6A001. a. 1. e で指定されるソナーシステムからの音響データの“リアルタイム処理”；及び

a. 5. b. ダイバー又はスイマーの自動的な探知、類別及び位置決定；

注意：軍用に“特別に設計”又は改造されたダイバー検出“ソフトウェア”又は“ソースコード”については、国際武器取引規則（ITAR）（22 CFR part 121）に掲げる米国軍需品リストを参照のこと。

b. 光センサー；ナシ

カメラ

c. 6A002. a. 3. f で指定される“hアレー”を組み込んだカメラのために設計又は改造した“ソフトウェア”

であって、当該カメラのフレーム速度の制限を取り外し、6A003.b.4の注3のa.で指定される最大フレーム速度[9Hz]を超えることができるように設計又は改造したもの；

光学器械

d. 直径又は長軸の長さが一メートル以上の複数の反射鏡からなる反射鏡システムの角度と位相を維持するために“特別に設計した”“ソフトウェア”

e. レーザー発振器：ナシ

磁気及び電界センサー

f. “ソフトウェア”であって、次のいずれかに該当するもの：

f.1. 磁力計、水中の電場センサー又は磁場勾配計の“校正装置”であって、移動体[車両、船舶、航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体]に搭載するように設計したもののために“特別に設計した”“ソフトウェア”；

f.2. 移動体[車両、船舶、航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体]上で磁気及び水中電場の異常を検出するために“特別に設計した”“ソフトウェア”；

f.3. 6A006.eで指定される水中において磁場又は電場を検知する装置を用いることによって、磁場若しくは電場に係るデータを“実時間処理”するために“特別に設計した”“ソフトウェア”；

f.4. 6A006.eで指定される水中において磁場又は電場を検知する装置を用いることによって、磁場若しくは電場に係るデータを“実時間処理”するための“ソースコード”；

重力計

g. 重力計又は重力勾配計に対する運動の影響を補正するために“特別に設計した”“ソフトウェア”；

レーダー

h. “ソフトウェア”であって、次のいずれかに該当するもの：

h.1. 航空管制システム（ATC）用の“ソフトウェ

ア”であって、航空管制センターに設置された汎用のコンピュータをホストとするように設計したアプリケーション“プログラム”のうち、5台以上の一次レーダーから目標データを受信することができるもの；

h.2. レードームの設計又は“製造”のための“ソフトウェア”であって、次のすべてに該当するもの：

h.2.a. 6A008.e.で指定規制される“**電子的に走査が可能なアレーアンテナ**”“~~電子的に走査が可能なフェーズドアレーアンテナ~~”を保護するために“特別に設計した”もの；及び

h.2.b. ‘平均サイドローブレベル’に対するメインビームレベルのピーク値の出力比が40dBを超えるアンテナパターンを生じるもの。

Technical Note: 6D003.h.2.bの‘平均サイドローブレベル’は、メインビームの角度範囲及びメインビームの両サイドの最初の2つのサイドローブを除いたアレー全体に渡って測定される。

6D102 6A108で規制される装置の“使用”のために“特別に設計”又は改造した“ソフトウェア”

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control(s) Country Chart
(§738付則1参照)

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について§740を参照のこと）

CIV:適用できない。

TSR:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストはECCNの見出しに収載されている。

6D103 飛行時に記録されたデータを処理して飛行時の全経路にわたる機体の位置決定を可能にする“ソフトウェア”であって、“ミサイル”のために“特別に設計”又は改造したもの

許可要求事項

規制理由：MT、AT
Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1
AT エントリー全体に適用される。AT Column 1
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明
について § 740を参照のこと）

CIV:適用できない。

TSR:適用できない。

規制品目リスト

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

**6D201 高速カメラ及び撮像素子、並びにこれらの
ための部分品の性能特性を、ECCN 6A203 で規定され
る性能特性のレベルに合致させるか超えさせるよう
に強化又は解除するために“特別に設計された”ソ
フトウェア”**

許可要求事項

規制理由：NP、AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1
AT エントリー全体に適用される。AT Column 1
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明
について § 740を参照のこと）

CIV:適用できない。

TSR:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：このエントリーで規制される品目に係
る技術については、ECCN 6E001 (“開発”) 並びに
6E202 (“製造”及び“使用”) を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. ECCN 6A203 で規制されない、又は ECCN 6A003 で
規制されない装置の性能特性を、当該装置が ECCN
6A203 で規定される装置の性能特性に合致させるか
超えさせることができるように、強化又は解除する
ために“特別に設計された”ソフトウェア”又は暗号
鍵／暗号コード。

b. ECCN 6A203 で規制される装置又は ECCN 6A003 で

規制される装置の性能特性（すなわち、ECCN 6A203
で規定される性能特性に合致するか超える性能特
性）を強化又は解除するために“特別に設計された”
ソフトウェア”又は暗号鍵／暗号コード。

**6D619 6B619 で規制される貨物の“開発”、“製造”、
操作又は保守のために“特別に設計された”ソフ
トウェア”**

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1
参照)

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1
RS エントリー全体に適用される。 RS Column 1
AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1
UN エントリー全体に適用される。 UN規制について
は、§ 746.1(b)
を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明
について § 740を参照のこと）

CIV:適用できない。

TSR:適用できない。

STAIについての特別な条件

STA：許可例外STAの(c)(2)項（EAR §
740.20(c)(2)）は、6D619のいずれの品目にも使
用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

USMLのカテゴリXVIIIで列挙される又は別途規
定される物品に直接的に関連する“ソフトウェア”
は、ITAR (22 CFR 121.1、カテゴリXVIII(f)
参照)の対象となる。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

**6D991 6A002、6A003、~~6A990~~、6A991、6A996、6A997、
又は6A998で規制される貨物の“開発”、“製造”又は
使用”のために“特別に設計された”ソフトウェア”
(他のエントリーで規定されていないもの)**

許可要求事項

規制理由：RS、AT

Control (s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)RSは、6A002、6A003、~~6A990、~~
又は6A998. bで規制される貨物の
ための“ソフトウェア”に適用され
る。RSは、6A998. cで規制される貨物 RS Column 2
のための“ソフトウェア”に適用さ
れる。AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1
(6A991で規制される貨物のため
の“ソフトウェア”を除く)ATは、6A991で規制される装置の AT Column 2
ための“ソフトウェア”に適用され
る。**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明
について § 740を参照のこと）

CIV:適用できない。

TSR:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) ECCN 6A002. bで規制される貨物の“使用”のた
めに“特別に設計された”“ソフトウェア”につい
ては、ECCN 6D002 を参照のこと。(2) 6A002. a. 3. fで指定される“フォーカルプレー
ンアレー”を組み込んだカメラのために“特別に
設計された”“ソフトウェア”及びフレーム速度の
制限を取り除いて、カメラを 6A003. b. 4 の注 3. a
で指定されるフレーム速度を超えることができ
るように“特別に設計された”“ソフトウェア”に
ついては、ECCN 6D003 を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

**6D992 6A992、6A994、又は6A995で規制される装置
の“開発”又は“製造”のために“特別に設計した”“ソ
フトウェア”****許可要求事項**

規制理由：AT

Control (s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明
について § 740を参照のこと）

CIV:適用できない。

TSR:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

**6D993 その他の“ソフトウェア”（6D003で規制され
るものを除く）であって、次のいずれかに該当する
もの（規制品目リスト参照）****許可要求事項**

規制理由：RS、AT

Control (s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

RSは、6D993. cに適用される。 RS Column 1

RSは、6D993. bに適用される。 RS Column 2

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明
について § 740を参照のこと）

CIV:適用できない。

TSR:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

a. 航空管制システム(ATC)の“ソフトウェア”であ
って、航空管制センターに設置された汎用のコンピ
ュータをホストとするアプリケーション“プログラム”
のうち、(二次監視レーダー(SSR)のデータと対応
がとれなくなった場合)ホストの ATC センターより
他の ATC センターに一次レーダーのターゲットデー
タを自動的に引き渡すことができるもの；b. 6A999. c に掲げる地震性の侵入感知システムのため
に“特別に設計された”“ソフトウェア”

c. 6A999. c に掲げる地震性の侵入感知システムのた
めに“特別に設計された”ソースコード”

を参照のこと。

E. “技術”

6E001 6A (6A990、6A991、6A992、6A994、6A995、
6A996、6A997、6A998、若しくは6A999. cを除く)、6B
(6B995を除く)、 6C (6C992若しくは6C994を除く)、
6D(6D991、6D992、若しくは6D993を除く)で規制され
る装置、材料又は“ソフトウェア”の“開発”に係る
General Technology Noteの対象となる“技術”

許可要求事項

規制理由 : NS、MT、NP、RS、CC、AT、UN

Control (s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NSは、6A001から6A008、6B004 NS Column 1
から6B008、6C002から6C005、6D001
から6D003で規制される品目に係
る“技術”に適用される。

MTは、MT理由により6A002、6A007、 MT Column 1
6A008、6A102、6A107、6A108、6B008、
6B108、 6D001、6D002、6D102又は
6D103で規制される品目に係る“技
術”に適用される。

NPは、NP理由により6A003、6A005、 NP Column 1
6A202、6A203、6A205、6A225、6A226、
6D001、又は6D201で規制される品
目に係る“技術”に適用される。

RSは、6A002. a. 1、 a. 2、 a. 3、 RS Column 1
若しくは. c、 6A003. b. 3若しく
は. b. 4、又は6A008. j. 1で規制され
る品目に係る“技術”に適用される。

CCは、CC理由により6A002で規 CC Column 1
制される装置に係る“技術”に適
用される。

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1
UNは、UN理由により6A002又は イラク、北朝鮮
6A003で規制される装置に係る 及びルワンダ
“技術”に適用される。

UNは、UN理由により6A002又は UN規制について
6A003で規制される装置に係る は、 EAR
“技術”に適用される。 § 746. 1 (b)

報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可
の報告要求事項についてはEAR § 743. 1を参照のこと。
リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明
について § 740を参照のこと)

CIV: 適用できない。

TSR: Yes (但し、次の技術については適用できな
い:)

- (1) MT 理由で規制される品目 ;
- (2) 6A002 で規制される貨物に係る“技術” ;
- (3) 6A003 に係る“技術” (民生用の自動車
用途のために“特別に設計した”カメラシス
テムへの 6A003 のカメラの統合に係る“技
術”を除く) ;
- (4) 6A008. j. 1 で定義される“宇宙用に設計
した”レーザー”レーダー若しくは光探知
測距装置 (ライダー) のために“特別に設計
した”ソフトウェア”に係る“技術”及び
6D001 又は 6D002 で規制される“ソフトウェ
ア”に係る“技術” ; 又は
- (5) 次に掲げるものの“開発”に係る“技術”
のカントリーグループ A:5 にリストされて
いる国 (EAR § 740 付則 1 参照) 以外を仕向
地とする輸出又は再輸出 :

- (a) 6A001. a. 1. b、 6A001. a. 1. e、
6A001. a. 2. a. 1、 6A001. a. 2. a. 2、
6A001. a. 2. a. 3、 6A001. a. 2. a. 5、
6A001. a. 2. a. 6、 6A001. a. 2. b、 6A001. a. 2. d、
6A001. a. 2. e. 、 6A004. c、 6A004. d、 6A008. d、
6A008. h、 6A008. k、 6B008、 又は 6D003. a で
規制される品目 ;

(b) 6A001. a. 2. c 若しくは 6A001. a. 2. f
で規制される装置のうち、リアルタイム用
途のために“特別に設計した”もの ; 又は

(c) 6D001 で規制される“ソフトウェア”
及び 6B008 で規制される装置の“開発”若し
くは“製造”のために“特別に設計した”ソ
フトウェア”、若しくは 6D003. a。

STAIについての特別な条件

STA : このエントリーに掲げる技術の、カントリ

ーグループ A:6 (EAR § 740 付則 1 参照) に
リストされている仕向地への出荷又は伝送
には、許可例外 STA を使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) USML のカテゴリ-XV で規定される人工衛星
及びその他のすべての品目に直接的に関連する
技術資料は、USML のカテゴリ-XV(f)のもとに
ITAR の対象となる。

(2) USML のカテゴリ-XII で規定されるレーザー
システム、赤外線イメージング装置、及びその他
のすべての品目に直接的に関連する技術資料は、
USML のカテゴリ-XII(f)のもとに ITAR の対象と
なる。

(3) USML のカテゴリ-XII(e)又は XV(e)(3)で規
定される読出し集積回路に直接的に関連する技
術資料は、それぞれ USML のカテゴリ-XII(f)又
は XV(f)のもとに ITAR の対象となる。

(4) ~~(3)~~ 6E101、6E201、及び 6E991 も参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

6E002 6A (~~6A990~~、6A991、6A992、6A994、6A995、
6A996、6A997、6A998、若しくは6A999.cを除く)、6B
(6B995を除く)又は6C (6C992若しくは6C994を除く)
で規制される装置又は材料の“製造”に係るGeneral
Technology Noteの対象となる“技術”

許可要求事項

規制理由：NS、MT、NP、RS、CC、AT、UN

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NSは、6A001から6A008、6B004 NS Column 1
から6B008、又は6C002から6C005
で規制される装置に係る“技術”に
適用される。

MTは、MT理由により6A002、6A007、 MT Column 1
6A008、6A102、6A107、6A108、6B008、
又は6B108で規制される装置に係
る“技術”に適用される。

NPは、NP理由により6A003、6A005、 NP Column 1

6A202、6A203、6A205、6A225又は
6A226で規制される品目に係る“技
術”に適用される。

RSは、6A002.a.1、a.2、a.3、 RS Column 1
若しくは.c、6A003.b.3若しく

は.b.4、又は6A008.j.1で規制され
る品目に係る“技術”に適用される。

CCは、CC理由により6A002で規制 CC Column 1
される装置に係る“技術”に適用さ
れる。

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

UNは、UN理由により6A002又は UN規制について
6A003で規制される装置に係る は、EAR
“技術”に適用される。 § 746.1(b)

を参照のこと。

報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可
の報告要求事項についてはEAR § 743.1を参照のこと。
リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明
について § 740を参照のこと)

CIV: 適用できない。

TSR: Yes (但し、次の技術については適用できな
い：)

- (1) MT 理由で規制される品目；
- (2) 6A002、6A004.e、6A008.j.1 で規制され
る貨物に係る“技術”；
- (3) 6A003 のカメラに係る“技術” (民生用
の自動車用途のために“特別に設計した”カ
メラシステムへの 6A003 のカメラの統合に
係る“技術”を除く)；又は
- (4) 次に掲げるものの“製造”に係る“技術”
のカントリーグループ A:5 にリストされて
いる国 (EAR § 740 付則 1 参照) 以外を仕向
地とする輸出又は再輸出：

- (a) 6A001.a.1.b、6A001.a.1.e、
6A001.a.2.a.1、6A001.a.2.a.2、
6A001.a.2.a.3、6A001.a.2.a.5、
6A001.a.2.a.6、6A001.a.2.b、6A004.c、
6A004.d、6A006.a.2、6A006.c.1、6A006.d、
6A006.e、6A008.d、6A008.h、6A008.k、又
は 6B008 で規制される品目；及び

(b) 6A001. a. 2. c 若しくは 6A001. a. 2. f
で規制される装置のうち、リアルタイム用
途のために“特別に設計した”もの。

STAについての特別な条件

STA : ECCNs 6A00、6A002、6A003、6A004、6A006、
6A00、又は 6B008 の許可例外欄で見出せる
許可例外 STA の除外項で指定される装置の
“製造”に係る General Technology Note の
対象となる“技術”の、カンントリーグループ
A:6 (EAR § 740 付則 1 参照) にリストされ
ている仕向地への出荷又は伝送には、許可
例外 STA を使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制 :

(1) USML のカテゴリーXV で規定される人工衛星
及びその他のすべての品目に直接的に関連する
技術資料は、USML のカテゴリーXV (f) のもとに
ITAR の対象となる。

(2) USML のカテゴリーXII で規定されるレーザー
システム、赤外線イメージング装置、及びその他
のすべての品目に直接的に関連する技術資料は、
USML のカテゴリーXII (f) のもとに ITAR の対象と
なる。

(3) USML のカテゴリーXII (e) 又は XV (e) (3) で規
定される読出し集積回路に直接的に関連する技
術資料は、それぞれ USML のカテゴリーXII (f) 又
は XV (f) のもとに ITAR の対象となる。

(4) ~~(3)~~ 6E992 も参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

**6E003 その他の“技術”であって、次のいずれかに該
当するもの (規制品目リスト参照)**

許可要求事項

規制理由 : NS、AT

Control (s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明

について § 740を参照のこと)

CIV:適用できない。

TSR:Yes

規制品目リスト

関連規制 : 6E993 も参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

音波を利用したもの

a. [Reserved]

光センサー

b. [Reserved]

カメラ

c. [Reserved]

光学器械

d. “技術”であって、次のいずれかに該当するもの :

d. 1. 光学的鏡面のコーティング処理のために“必
要な”“技術”であって、吸収及び散乱による総損失が
0.005 未満のもののうち、直径又は長軸の長さが
500mm以上の光学コーティングにおいて99.5%以上の
'光学的被膜の厚さ'に係る均一度を達成するのに“
必要”なもの ;

注意: 2E003. f についても参照のこと。

Technical Note:

'光学的被膜の厚さ'は、屈折率に光学的被膜の物
理的厚さを乗じたものをいう。

d. 2. シングルポイントダイヤモンド工具を用い
た光学部品の製造に係る“技術”であって、面積が
0.5m²を超える曲面を、面“精度”が10nm rms 未満と
なるように仕上げるためのもの ;

レーザー発振器

e. “SHPL (超高出力レーザー)”の試験、又は“SHPL (超
高出力レーザー)”光線が照射された物質の試験若し
くは評価のために“特別に設計した”診断装置又は試
験設備で用いる標的の“開発”、製造“又は”使用”のた
めに“必要”な“技術” ;

磁気及び電界センサー

f. [Reserved]

重力計

g. [Reserved]

レーダー

h. [Reserved]

6E101 6A002、6A007. b及び .c、6A008、6A102、6A107、6A108、6B108、6D102又は6D103 で規制される装置又は“ソフトウェア”の“使用”に係る General Tehnology Noteの対象となる“技術”

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control (s) Country Chart (§ 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1
AT エントリー全体に適用される。AT Column 1
リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

CIV:適用できない。
TSR:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ
関連定義：

- (1) このエントリーは、6A008で規制される装置であって、航空機搭載用に設計され、かつ、“ミサイル”に使用することができるものに係る“技術”についてのみ規制する。
(2) このエントリーは、6A002. a. 1及び a. 3に掲げる品目であって、核の影響（例えば、電磁パルス(EMP)、X線、爆風及び熱の組合せによる影響）から“ミサイル”を防護するために“特別に設計”又は改造したもののうち、“ミサイル”に使用することができるものに係る“技術”についてのみ規制する。
(3) このエントリーは、6A007. b 及び .c に掲げる品目であって、6A007. b. 1 及び b. 2に掲げる精度に合致又は超えるものに係る“技術”についてのみ規制する。

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに記載されている。

6E201 ~~6A003. a. 2、~~ 6A003. a. 3、 6A003. a. 4、 6A005. a. 2、6A005. b. 2. b、6A005. b. 3、6A005. b. 4. b. 2、 6A005. b. 6. c、6A005. c. 1. b、6A005. c. 2. b、6A005. d. 2、 6A005. d. 3. c、又は6A005. d. 4. c (6A205のパラメータに合致するか超えるもの)； 6A202、 6A203、 6A205、 6A225又は6A226で規制される装置の“使用”に係る General Technology Noteの対象となる“技術”
許可要求事項

規制理由：NP、AT

Control (s) Country Chart (§ 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1
AT エントリー全体に適用される。AT Column 1
リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

CIV:適用できない。
TSR:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ
関連定義：ナシ

ECCN規制：このエントリーは、NP理由で規制される6A005に掲げる“レーザー発振器”に係る“技術”のみを規制する。

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに記載されている。

6E202 6D201 で規制される“ソフトウェア”の“製造”又は“使用”に係る General Tehnology Note の対象となる“技術”

許可要求事項

規制理由：NP、AT

Control (s) Country Chart (§ 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1
AT エントリー全体に適用される。AT Column 1
リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

CIV:適用できない。

TSR:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

6E619 6B619 で規制される貨物又は 6D619 で規制される“ソフトウェア”の“開発”、“製造”、操作、設置、保守、修理、オーバーホール又は分解修理のために“必要な”“技術”

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control (s) Country Chart (§ 738付則 1 参照)

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1

RS エントリー全体に適用される。 RS Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

UN エントリー全体に適用される。 UN規制については、 § 746.1 (b) を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR:適用できない。

STAIについての特別な条件

STA：許可例外STAの (c) (2) 項 (EAR § 740.20 (c) (2)) は、6E619のいずれの品目にも使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

USMLのカテゴリーXVIIIで列挙される又は別途規定される物品に直接的に関連する技術資料は、ITAR (22 CFR 121.1、カテゴリーXVIII (f) 参照) の対象となる。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

6E990 ECCN 6A990で規制される貨物の“開発”又は“

製造”のために“必要な”技術

許可要求事項

規制理由：RS、AT

Control (s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

RS エントリー全体に適用される。 RS Column 1

AT エントリー全体に適用され AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV:適用できない。

TSR:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：

USMLのカテゴリーXII (e) 又はXV (e) (3) で規定されるリードアウト集積回路に直接的に関連する技術資料は、USMLのカテゴリーXII (f) 又はXV (f) のもとに、それぞれ、ITARの対象となる。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

6E991 6A991、6A996、6A997、6A998、又は6A999. c で規制される装置の“開発”、“製造”又は“使用”に係る“技術”

許可要求事項

規制理由：RS、AT

Control (s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

RSは、6A998. b、6A998. c、及び RS Column 1

6A999. c で規制される装置に係る “技術”に適用される。

ATは、エントリー全体に適用され AT Column 1

る (6A991で規制される装置に係る “技術”を除く) 。

ATは、6A991で規制される装置の AT Column 2

に係る“技術”に適用される。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV:適用できない。

TSR:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

6E992 6A992、6A994、若しくは6A995、6B995、6C992、6C994、又は6D993で規制される装置、材料又は“ソフトウェア”の“開発”又は“製造”に係る“技術”

許可要求事項

規制理由：AT

Control (s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明
について § 740を参照のこと）

CIV:適用できない。

TSR:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

**6E993 その他の“技術”（6E003で規制されていない
もの）であって、次のいずれかに該当するもの（規
制品目リスト参照）**

許可要求事項

規制理由：AT

Control (s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

RSは、6E993. eに適用される。 RS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明
について § 740を参照のこと）

CIV:適用できない。

TSR:適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

a. 光学用の“部品”及び“部分品”の製造に係る技術で

あって、単一の軸上に表面積が 10m^2 /年を超える速
度で光学部品を連続的に製造するためのもののうち、
次のすべてに該当するもの：

a. 1. 面積が 1m^2 を超えるもの；かつ

a. 2. 設計した波長（ λ ）における表面形状精度が
 $\lambda/10$ (rms) を超えるもの；

b. 帯域幅が 10nm 以下で、視野角 (FOV) が 40 度を
超え、かつ、解像度が 0.75 ラインペア/ミリラジアン
を超える光学フィルターに係る“技術”；

c. 6A993 で規制されるカメラの“開発”又は“製造”に
係る“技術”；

d. 非 3 軸のフラックスゲート“磁力計”又は非 3 軸の
フラックスゲート“磁力計”システムの“開発”又は
“製造”のために“必要”な“技術”であって、次のいづれ
かに該当するもの：

d. 1. 1Hz 未満の周波数において‘感度’（帯域周
波数の平方根当たりで表した実効値）が、0.05 ナノ
テスラより小さい（良い）もの；又は

d. 2. 1Hz 以上の周波数において‘感度’（帯域周
波数の平方根当たりで表した実効値）が、0.001 ナノ
テスラより小さい（良い）もの。

Technical Note: 6E993 でいうところの‘感度’（又
はノイズレベル）は、計測可能な最小信号である機
器に限定されたノイズフロア[暗騒音]の 2 乗平均
をいう。

e. 赤外線のアップコンバージョン機器であって、次
のすべてに該当するものの“開発”又は“製造”のため
に“必要”な“技術”：

e. 1. 700nm 超 1,500nm 以下の波長範囲で応答する
もの；かつ

e. 2. 赤外線光検出器、LED（有機 LED）及び赤外
線光を可視光に変換するためのナノクリスタルを組
み合わせたもの。

EAR99 EAR 対象品目であって、この CCL のカテゴリ
ー又は CCL の他のどのカテゴリーの中でも、他に指
定されていないものは、番号 EAR99 で指定される。